

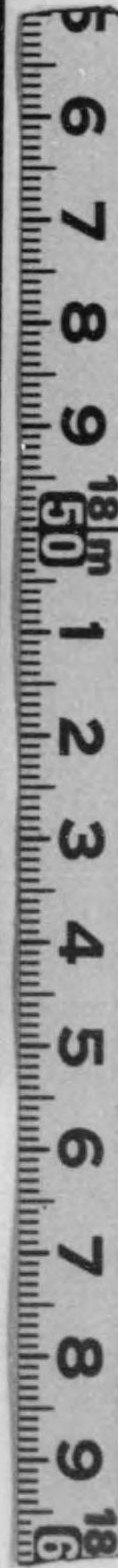
322

454

著平新藤後壽子
本讀民公
卷の人成



東京
読書館



始



322

454

著平新藤後爵子

本讀民公

卷の人成



京 東

版 藏 館 文 寶



著平新藤後爵子

本讀民公

卷の人成



京 東
版 藏 館 交 賣

大 正

15. 1. 16

内 交

茶

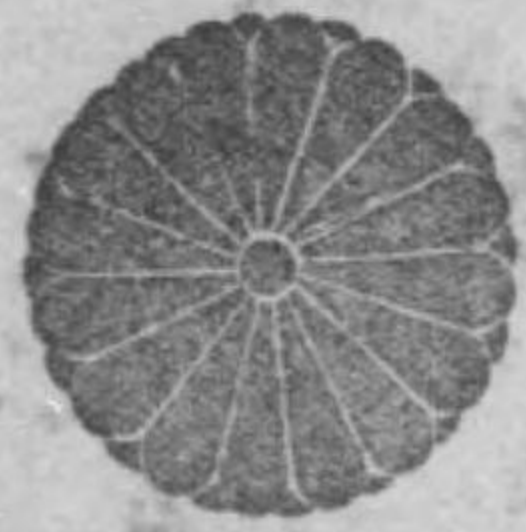
子

子

のほ天會馬鹿
女の中に
危と存たつま
子とんあこ
業とん人乃
寛れんけ

子壽後孫彩平

葦原千五百秋之瑞穗
國是吾子孫可王之地
也宜爾皇孫就而治焉
行矣寶祚之隆當與天
壤無窮者矣



憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其人朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

(公民・成人 前付の二)

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

(公民・成人 前付の三)

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メズムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ振作更張ノ

(公民・成人 前付の四)

(公民・成人 前付の五)

道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協贊ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣 各國務大臣副署

公民讀本述作に就いて

余は幸にして老健なるも近く曆を改むれば昔から云ふ古稀の頽齡に達するのである。さて余が経過し來つた七十年、短しと觀ずれば長夜の一夢の如きもの、長しと思へば一世紀の四分の三に五年を餘すだけの年月。其の間、實歴經驗する所に依ると、凡そ公民生活の第一義は至誠を本とし不斷の修養であらねばならぬ。而して修養の基礎は自我を知り國の本を眞解するに存し、それに至る手段方法は唯それ自治の精神に發せねばならぬことを確信した所から、淺學菲才自ら揣らず、こゝに公民讀本の述作を試みるに至つたのである。

余が最初の外遊の時、初めて歐洲文物の燦然たるを見て故國の有様を心に浮べ、羨ましいとも妬ましいとも形容し難い一種の感を起した。それから客窓默考を續けた後、先づ獨逸聯邦に行はれて居る讀本即ち

「レーゼブツ」の數種を取寄せて一讀した所、其の取材の巧なこと、組立て方の秩序的なこと、級を追うて粗より精に入る工合には少からず感心した。其の頃我が國の小學校で用ゐて居た讀本中には善いものも澤山あつたことは勿論だが、間模倣や翻譯の痕の消えないものもあつて、大體に於て箇様な生硬未熟のものでは、迎も次代國民の生活に適應するに足りなからうと云ふ心が素人の余の腦裏に湧いて來た。それ故余は更に多くの讀本類を買ひ揃へて歸朝の後好個のみやげ物として、又専門家の有益な參考として教育に關係する知人に頼つたこともある。これ實に三十六年前の事である。元來教育の事には風馬牛の余としては後年自ら公民讀本を述作しようなどとは假にも想ひ到る筈もなかつたのである。

余が靜に過去の生涯を顧みて現代小、中、大學を通じて正則的教育を受け得る人は實に多幸であると思ふ。假令此れ等の制度も年所を経

て變遷幾たびかしたにもせよ、又現在に於て未だ必ずしも完全とばかりは言ひ難いにもせよ、正則制度から云へば極めて變則、寧ろ獨學自習の苦味に飽いた余の如きものから見れば隔世の感がないでもない。余は封建時代に生れ、明治維新の昭代に逢ひ、立憲治下に養はれて大正の今日に至つた。御二代の聖主に仕へ奉つて殊遇身に餘つて居ることとは勿體ないが、教育家側からは或は片輪者を以て見られるであらう。併し此の如き傍系育ち、變則育ちの余が、苟初にも教育の事に多少の口を出し著述を公にすると云ふことは教育界の無資格者、門外漢の分を遣れたものであるとの誹を受けるかも知らぬが、自分が教育上不遇な時代を通つて來たことを一生の憾みとする眞心から次代國民にも同じ不幸を啣かちさせたくない、自分が七十年間に得た經驗を一纏めにして次代の國の擔當者へ贈遺としたいと云ふ是れ丈けが余の望である。余が教育上の片輪者であることは前にも述べた通りであるが、其の

上余の生涯は狂愚自ら招いたやうな所もあらうが、可なり波瀾重疊て數奇の運命は余の半生を支配したのであつた。是れは他人の嘗めたる辛酸我に及はずとして敢て得意がるのではない。併し余の如き境遇に出入した人は世間餘り多くないことゝ思はれる。兎に角瘦我慢ながら藩閥の背景なく、教育の背景なく、學生仲間の背景なく、去りとして政黨の背景もなく、全く孤立獨歩今日に至つた爲め時には醫界生活の際に於ても或る學系の反對や惡戯によりて困められたこともあつたが、今日に及んでは心に何の蟠りもなく寧ろ益友であつた感が残つて居る、されば所謂無教育者たる余自身の訓練にはいづれも得易からざる師友と思ひ常に畏敬すべき各専門家に對しては誠心を以て敬意を表すること敢て人後に落ちるものでないと思つて居る。

頃ろ實文館の主人が來訪して、余が機會ある毎に各所で講演したのもや、隨時所感の小冊子として同憂に問うたものもあること故、それ等

を取入れて公民讀本を大成せられては如何と慙慙して止まないの、余も近來一生の幕を下さぬうちに小學校の月謝も拂つたことなき生涯より次代國民への贈物として多少裨益になるやうな書物を作りたい宿願をもつて居るので、心中聊か躊躇しつゝも公民讀本の稿を起すことになつたのである。余が教育の書物に指を染めると云ふ緣故を強ひて求むれば今から三十五、六年の昔、外國で教育病理學ベダゴギーツセ、パトロギーを一讀したことがある。夫れによると歐米の教育とても必ずしも健全のものでない、所がそれを模倣した我が國の教育も同様であらうと云ふことが、余の竊に胸中に抱いた不満であつて、假し今日の教育機關が完備せられて居ると見ても、余の胸中の不満や不安は左様容易く拭ひ去られるものでない。それで余は自ら信ずる所に忠ならんと欲する一念止み難き爲め、儒者の談兵とても蛙の行列とても一切の批評は他人に任すことゝしたのである。

換言すれば七十の手習で少年、青年、成人自修の「メモランドム」を綴りて師友の斧正を乞ふの類に過ぎざるべきが、この無教育の古稀翁でさへ現代生存に於ける人間味を知るに力むること此のことくなることを知らしめんが爲めの一投石と解せられたい。凡そ人間の勤勉とか修養とか云ふことは決して時代を限るべきでなく、一生を通しての勤勉であり、修養であらねばならぬ。苟も此の自覺あらば齡の如き豈問ふを須るんやである。假令世界が大學から征服せらるやうになつても余が得たる七十年間に於ける經驗實歴は仍ほ之を聽いて考ふへしとせられる爲か各種學生から講演を求められる事がある。左様な場合には眇たる余も亦自ら一廉の教授先生になつたやうな心持ちがする。一體正則の教育を受けた人物の淵叢から變則教育しか受け得なかつた日蔭者を呼び出されるのは一應異様に感ぜられるが、恐らく食膳の香味に飽きた人が茶漬けを所望する類かとも思はれる、或は又現

代の要求に應ずる爲め成るべく廣く材料を集めて料理鹽梅せられんとする用意の爲めかとも察せられるのである。

余は前段にも言ふ通り、封建時代の産物で、而かも其の時代に小姓まで勤めたが、それで生き長へて明治大正の隆世に逢ひ、陛下の一微臣として恭しく教育勅語を拜讀するに於て忠孝といふ一義に付ての解釋は自ら現代人と多くの差もあらんか、是れは今日の青少年に對して一日の長ありと云へば左もあらんなど七十翁の自信する所である。殊に余の如きは一旦奇禍を買うて入獄した以來、毀譽褒貶は一時に身に集つたが、天恵は寧ろ孤弱の上に裕かであつた。不思議な運命は余の前途を開いて呉れたので、僅かな壽命のうちに三千年の久しきを経過させて貰たとも云つて可ならんか。突然こんなことを云へば誰でも驚くかも知らんが、事實である。尤も是れは余一人に限つたことではなく何人でも一たび足を臺灣に入れて見たら直に余の言の眞なるこ

とが了解せられる。其の滞留の長短の如きは必ずしも論ずるを要しない。即ち臺灣に行つたならば其の上根、下根に随つて三千年の歴史を目の前に見て釋然たることが出来る。詳く云へば神武東征以來の活歴史が生蕃の太古生活から卷舒して今日文明列國の人種の生存する臺北の生活状態までを眺め來たなら、一時に所を同うして三千年間の歴史其の儘の活動寫眞が現出せられるのである。余は幸にも十年間之を實見したばかりでなく、彼等と苦樂休戚を一緒にして、彼等の既往、現在を親しく靈肉の目で見、更に將來の運命を祭する心眼が豁然として開いたのである。併し其の間に於て余の前路に妖雲の簇立ち來たことも度々あるが、至誠一貫の四字を以て金城鎮壁としたから、有らゆる困難を排し惡計を破つて凱歌を揚げることを得たのである。殊に一時國賊とまで非難された阿片制度の立案は、彼の世界の至難なる問題解説の實績を擧げ、最近ゼネブの國際會議に於てその聲價を認め

られ、帝國の植民政策の上に價値を加へたことは公民として聊か國家に奉仕するの所以ともなるべきか。而してこんな得難い經驗を得た爲め、また得難い社會上の地位をも得るに至つたことは、咸く御稜威の賜であることは勿論なるが故、何としても驚鈍自ら鞭ちつゝ、一生涯、懸命を以て報恩を心掛けたいこと、人間は眞心さへあれば年齢などには拘らず、分相應の奉公は息のある限り必ず出來ると云ふ生きた標本を示したい意氣が凝つて述作と云ふ形の上にはあらはれたに外ならぬ。随つて謂ゆる現代の科學的生活と云ふことが終始余の腦裏を支配して居るので、古今を通じての科學の變遷が齎し來る無限の興趣を主に、青少年の間に味はせたい心も湧き起り、旁意を決して實文館主人の切なる勧めに應ずることゝなつた。是れが萬年學生を以て自任する余の心事の告白であつて且つ本述作の由來の梗概である。

大正十四年十一月

子爵後 藤 新 平

明治天皇の御製、昭憲皇太后の御歌を附録としてこゝに謹載すること
は畏き極みであるが、我々は朝な夕なにこれを拜誦して無量の御教を
いたゞくことを覺ゆる。基督教を奉ずる國民の間でもバイブルの章
句を讀誦するときは其信者と否とを問はず齊しく襟を正すを常とす
る、勿論我國の神儒佛の教を聽いて心耳を澄まさぬものもなかるべく
その中には我々の修養の資けとなるものまた多しとはいへ、天地の自
らなる道を何の工夫もなく自然に發露したまふこと此の御製御歌の
ごときは有り難し。余は此れ等金玉の御訓はそのまゝにおし載き若
しそれ我々が至誠を以て自治的精神の目當てとし各人ひとしく實踐
躬行の鏡ともなさば、如何に尊ふかるべき。折にふれて花鳥風月を詠
したまふうちにも國をおもひ民をおもひたまふ大御心の御程が窺ひ
知られるであらう。かくの如き有りがたき御教をいただいた我々は

○

明治天皇の御製、昭憲皇太后の御歌を附録としてこゝに謹載すること
は畏き極みであるが、我々は朝な夕なにこれを拜誦して無量の御教を
いたゞくことを覺ゆる。基督教を奉ずる國民の間でもバイブルの章
句を讀誦するときは其信者と否とを問はず齊しく襟を正すを常とす
る、勿論我國の神儒佛の教を聽いて心耳を澄まさぬものもなかるべく
その中には我々の修養の資けとなるものまた多しとはいへ、天地の自
らなる道を何の工夫もなく自然に發露したまふこと此の御製御歌の
ごときは有り難し。余は此れ等金玉の御訓はそのまゝにおし載き若
しそれ我々が至誠を以て自治的精神の目當てとし各人ひとしく實踐
躬行の鏡ともなさば、如何に尊ふかるべき。折にふれて花鳥風月を詠
したまふうちにも國をおもひ民をおもひたまふ大御心の御程が窺ひ
知られるであらう。かくの如き有りがたき御教をいただいた我々は

○

一

まことに幸福であり、又我々の家の本たる國の幸福である。随つて我々と親しく交はる他の國家民衆の上にて光被の及ぶことは疑ひない所である。但し御製御歌を正しく解釋し奉ることは世、自らその道の識者あるべく、もとより我々凡人の任ではないが隨時之を拜誦して自己の修養の聖典と心得ることは其の人々の器量に任するのである。余は一個凡人たる見地より成るべく有るがまゝに平易に解して日常互の心の糧とせんことを希ひ、私かに拜借して此の公民讀本の標準とし柱礎とした微衷をこゝに一言しておく。

注意 各課標題の下括弧内七號活字略號説明

少 少年の卷附録御製御歌

青 青年の卷附録御製御歌

成 成人の卷附録御製御歌

(一)(二)(三)等の數字 右各卷附録の御製御歌番號

右略號は各課述作の柱礎たる御製御歌の所在を示したものにつき其課習得の際は必ず繰返して拜誦せられたい。

公民讀本 成人の卷

目次

一	皇位・皇室……………	一
二	國運の發展……………	七
三	世界に於ける帝國の位置……………	二二
四	國交の親善……………	一八
五	外國人に對する道……………	三三
六	海外の雄飛……………	二九
七	國家の組織……………	三四
八	我が國の政治……………	三九
九	帝國議會……………	四五

一〇	議員選舉	五一
一一	行政官廳	五五
一二	司法裁判所	六二
一三	公共團體	六七
一四	國家の財政	七三
一五	納税の義務	八〇
一六	國家の防備	八五
一七	兵役の義務	八九
一八	義勇奉公	九三
一九	現代文化の大勢	九七
二〇	都會と地方	一〇四
二一	國民道德	一〇九

二二	社會奉仕	一一三
二三	國民の健康	一一九
二四	會社・銀行	一二四
二五	交通	一二八
二六	實業と青年	一三二
二七	世界大戰後の世界	一三六
二八	帝國の使命	一四一
二九	國民の理想	一四四
三〇	帝國青年の本領	一四八
三一	國民精神作興に關する詔書	一五三

附 錄

明治天皇御製……………一

照憲皇太后御歌……………五

目次畢

公民讀本 成人の巻

子爵 後藤新平 著

皇位・皇室 (少二、少五、成人、成人三、成人四、成人五、成人六、成人七、成人八、成人九、成人一〇、成人一一)

皇位は、我が國をしろしめす天皇の御位である。天祖天照太神

が「豊葦原の千五百秋の端徳國は、これ吾が子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て治らせ、さきく寶祚の隆えまさんこと、天壤と與に窮なかるべし。」

と神勅あらせられて、建國以來幾千年、皇位は連綿、我が國の古今を

通じていよく榮えます。これは帝國の歴史の證明する事實であるばかりでなく、實に日本民族の信仰である、過去現在未來、永遠に互る信仰である。教育勅語に「天壤無窮ノ皇運」と仰せられてあるのも、大日本帝國憲法に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるのも、皆我等日本民族の信仰の顯現であるといふことが出来る。

「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」この神聖なる天皇の御位を永遠に傳ふるの方法を皇位繼承（けいぞう）といふ。皇室典範に

「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」

とある。これによつて、我等は、皇位が萬世一系である外に、「皇祚を踐むは皇胤に限る」といふこと、「皇祚を踐むは男系の男子に限る」

といふこと、の大原則あるを知るのである。我が國の歴史によれば、過去に於て、女子で皇位に即かせられたこともないではないが、それは一時の例外であつて原則ではない。だから皇室典範では、明らかに原則によるべきことを定めさせ給うたのである。

今上陛下御名は嘉仁（かに）、明治十二年八月三十一日御降誕遊ばされ、大正元年七月三十日に踐祚（せんそ）あらせられた。以來我が國は陛下の御稜威（りやうゐ）によつて、國力日に々増進し、世界大戰にも參加して國威は愈隆（よ）んとなり、世界五大強國の一つに數へらるゝに至つた。併しながら陛下には、御幼少の頃から屢、御健康を害はさせ給うたことがあつたやうに承つてゐたが、御即位の後特に國務に御心を勞せさせ給うた爲に、玉體に御惱みを感じさせられ、御不例久しくし

て大政を親^{カタ}らせさせ給ふことかなはせられず、大正十年十一月二十五日、皇室典範の御規定に従ひ給うて、皇太子裕仁親王殿下を攝政に任じ、天皇の御名に於て、國家統治の大權を行はさせ給ふことゝなつたのである。我等國民として、實に恐懼に堪へないところである。

皇室は、天皇の御家で、その御一族を皇族と申す。皇族は太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王をいひ、これまた皇室典範に定め給ふところである。我が國は皇室の御先祖たる皇祖、皇宗の開き給ふところであり、我等の先祖もまた皇室を中心として起つたものであつて、畏れ多いことではあるが、或は直接皇室より分れ出で、或は皇祖、皇宗に近く

事へ奉つた氏族から出たものである。故に、皇室は國家の源であると共に我等日本民族の總本家にあらせられる。これが我が國體の精華で、乃ち世界に優れて居る根本をなすのである。君臣父子の情愛も、忠孝一致の美風も、皆これに基づいて居るのである。

皇室が常に「天下の憂に先立つて憂へ、天下の樂みに後れて樂み」給ふことの實際は、我等のすでに歴史に於て學んだところであるが、殊に近來は著しい時世の變遷に伴つて、國民の生活が不安であるのを御心配遊ばされ、毎年多額の御内帑金を下賜せられ、我等の幸福増進の爲に御惠を垂れ給ふ。就中、一昨年、關東大震火災に際しては、深く宸襟を惱まし給ひ、大臣等を督勵して善後の策に御苦慮遊ばされ、莫大の御下賜金を給はり、詔勅を下して國民の向ふ

ところを教へ給ひしのみならず、天神地祇を祀つて我等の幸福を祈らせられ、皇后陛下を始め奉り、多くの皇族方が親しく災害地に御成りあつて、罹災民を御慰問遊ばされたことなど、永く我等をして皇恩の廣大無邊であることに感泣せしめ、忘れることの出来ない皇室の御惠澤である。

この廣大無邊の御惠澤の萬一に報い奉るため我等は子々孫々に至るまで、飽くまで皇室を中心として、粉骨碎身せねばならない。かく我が皇運は天壤と共に窮りなく、いやさかえに榮え、我等國民の繁榮幸福もまたこれによつて大に伸びることが出来るのである。

二 國運の發展

（一九、書一三、成四八、成九六、成九九）

人は所詮社會的動物である。社會を離れては生存することも幸福を求めることも不可能である。我等の生存するに必要な物資を始め、人間としての高等な生活や、優秀なる人格の養成等はすべて皆社會の中に住んでゐて始めて得られる社會の恩惠である。故に社會の進歩は、結局これに屬する個人の發展となり、社會の退歩は、延いて個人の不幸を來すことゝならざるを得ないのである。自分の屬して居る社會の發展を望む情が、各個人のうちにおのづから存すのも偶然ではない。

國家は、あらゆる社會を包括して有機體的に組織せられた最も

完全なる大社會である。「國家の中に於てのみ、人は人らしい生活をする事が出来る」といひ得るはこの故である。實際我等は國運の絶えざる發展によつて、始めて盡きざる幸福を味ふことが出来るのであり、永遠なる我が國家の生命によつてのみ、自分の生命の不朽なるを望み得るのである。

顧みるに我が國運は、或ときには多少の消長はあつても、大體に於て年と共に愈、隆んになりつゝある。「豊さかのぼる朝日の如く」とは、皇祖・皇宗を始め奉り、我等の祖先が、均しく抱ける理想である。我等の祖先はこの理想の實現の爲に萬世一系の皇室を中心として、協心戮力、以て今日の盛運を我等に遺してくれた。これを考へこれを思ふとき、いふにいはれぬ喜びと満足とが心の中に湧き出

づるのを禁じ得ないのである。我等はこの喜びと満足とをもつて、祖先の努力の後をうけ、愈、國運を發展せしめねばならぬ。これは我等祖先と子孫とに對する任務であるばかりでなく、また世界に對する使命である。

この使命を果すためには我等は、國民全體として、大きな理想をもたなければならぬ。理想がなければ活動もない、假令理想があつても小さな狭苦しいものでは前途は知れて居る。しかるにこの理想は、天祖の神勅に建國の初から燦然として、我等の前途を照らして居るのである。神勅は、洋々として大海の如く、その光明は天日に均しく、嶄然として富嶽の如し。古往今來、國により、また人により理想は數多くあるけれど、未だ嘗てかくの如き大理想はな

いのである。この神勅のまに、國民一致して勉め勵むならば、我が國の前途はますます輝きわたるのであらう。明治天皇の下し給うた教育勅語はこの天祖の神勅を、更に詳かにして我等に示し給うたものである。聖旨懇篤、我等が國民として日常實踐すべきあらゆる道を教へ給ふ。まことに、之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らざる人類普遍の大道である。我等はこの大理想を奉體して、個性の完成をはかるために一方優れたる體力を鍊るとともにまた健かなる精神を養はねばならない。精神の健かなる人とは、知識に於て優れ、感情が精練され、意志の強い人をいふ。個性の完成したる人は、心身兩方面に於て強健であると共にまた忠誠にしてよくその分を守り、勵精にその業務に従はねばな

らぬ。けだし、社會の進歩は、延いて個人の發展となるとともに社會を組織する個々の人々の努力によるものであるからである。次に我等は團體として一致協同をし、よく相互扶助に努めなければならぬ。思ふに、社會の進歩と共に、分業は益盛んになるのであるが、一致協同と相互扶助の精神のないところには、社會的分業はありえない。故に、我等は、常に他人の爲に奉仕し、他人の立場を理解して、一旦事あるときは固より、平日に於ても、よく協同的精神の養成に努めなければならぬのである。今上陛下は、朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同シクシ力ヲ戮セ倍國光ヲ顯揚セムコトヲと仰せられて居る。皇國發展の道は實にこゝにある。特に一

昨年の大震火災によつて、我が國は未曾有の大損害を蒙つたのである。これを恢復し、更に舊に倍する國力となすの使命は、我等壯年の雙肩にかかつて居る。我等はこの多難な、併し光榮ある使命を自覺して、愈々努め勵むところがなければならぬのである。

三 世界に於ける帝國の位置

三三〇

「黒船が來た」といふ一聲に維新當時の我が國民は、どれほど驚きあわてたことだつたらう。また當時の外國人は、如何に我が國を見くびつて居つたことであつたらう。山紫水明、愛すべき小美術國とは考へてゐたかも知れないが、世界の運命を支配すべき國、世界文化に貢獻すべき國でありとは、つゆ考へてゐなかつたであら

う。當時の一アメリカ人は、日本人地圖を開いてその國の陋小なるを知るべし」とさへいつて居るのである。然るにこの諸外國の眼中になかつたやうな我が國が僅か六十年足らずの間に一躍して世界五大強國の一、三大海軍國の一といはれるまでに發展したのである。これは固より皇祖皇宗の御加護と皇室の御稜威とによることは申すまでもないが、また國民の協同一致した献身的努力の結果であるといはねばならぬ。維新當初の國民先達の苦心慘澹たる經營、日清日露兩戰役に全國民が現した義勇奉公の大精神等我國の進歩發展の記録はまた新しい感激に満ちて居る。殊に過る世界大戰には、聯合各國と共に正義の爲に犠牲を拂ひべルサイユの平和會議には、五大強國の一つとして世界平和の爲に努

力し、太平洋會議にも、三大海軍國の一つとして軍備制限に協力したのである。かやうにして我が國は今や世界の檜舞臺（のぎぶたい）に立つて、その一舉手一投足も、悉く萬人環視の的となるといふ程の偉大なる國となつたのである。

これは、我等國民の均しく喜びに堪へないところであるが、一步退いて、仔細に我が國の位置を考へるとき、我等は俄に樂觀を許さざる多くの事項を發見するのである。眞の強國は、武力に於て強いのみでなく、經濟力に於ても、精神力に於ても、その他百般の制度文物に於て強い國でなければならぬ。しかるに我が國は果してどうであらう。武力に於てすら兵器の如きは、まだ諸國に劣るといはれて居る。經濟力は地理上至極恵まれた位置に居りなが

ら經營これに伴はず、現在とても他の列強と互角（ごかく）の位置を占めることは出来ぬ。例へば富の程度は、多く見てもアメリカの五分の一にも及ばない。大正十四年の或る外國人の調査によると、我が國の富は、世界第十位であるといふことである。商業にしても工業にしても、遙に英米に及ばないのは否むことの出来ない事實である。況んや一昨年の大震災火災の爲に、全富力の八分の一を失つたといはれて居る、今日に於ては尙更である。

更に國民の體力を思ふときは、我等は、たゞ體格を一見しただけで、彼等に遠く及ばざるの感を免れない。また各種の競技等に於けるレコードを検しても、遺憾ながら、我等はまだ後進國である。我等のいさゝか誇るに足るのはその偉大なる精神力、大國民とし

ての襟度である。この方面に於ても公共心は如何、學術技藝は如何と順次に數へ立て、見ると、我が國民の社會道德に就いても智能學藝に就いてもなほ大いに修養せねばならない點の多いことを認めざるを得ないのである。

纏つて我が國際的地位をみるに五大國または三大國の一と稱せらるゝ光榮の半面にはアメリカや、英領カナダに於ても、我等同胞が差別的待遇を受けつゝあるといふ耻辱の一面があることを思はねばならぬ。固よりこの原因は數多くあるであらうが、大國民としての我等はその品性を磨き智能を啓發し、到處に平和と福利とを齎らす國民として歓迎せらるゝ行動を爲すべき向上の氣風を養成し、至誠を披瀝して彼等の悔悟の日に備ふることを忘れ

てはならない。

かやうに考へて見ると、世界に於ける我が國の位置は、決して惰眠を許すべきものでない。併し我等は決して悲觀してはならぬ。「天は自ら助くるものを助く」といふ。我等はまづ自助の精神に徹底して自治國民たるの實を擧げなければならぬ。そして祖先からうけ繼いだ此光榮ある國運をば更に名實共に兼ね備はる眞の大強國として子孫に傳ふる努力が肝要である。一方に太平洋をひかへ、他方にアジア大陸を擁する我國は實に天、我に幸すといはねばならない位である。將來の世界的大事業は、これ等二方面にある事はいふまでもない。此の間に生を享けたる我等は自然の天啓ともいふべき地位に對し、我等の使命を果すことが出来るや

うに不斷の用意を怠つてはならぬ。

四 國交の親善

（少三四少五三、成二）

戊申詔書には「東西相倚り彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス」とも「益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」とも仰せられてある。これは、列國と親善な交際をなすべしとの有難い思召で、國交に關する我が國のこの大方針は、我が國の歴史が明らかに示して居る通り、古今を通じて變りがないのである。然るに國際間の關係は紛糾を重ね、つひには世界大戰の如き慘酷を極めた事件を惹起するに至る。その原因は種々あり、その結果も一概に斷ずることは出来ないが、窮極する處自治的自重

に富める國民の勝利に歸することは最近の時局に明かである。彼のドイツの宰相が「條約は紙屑に等しい」と放言して試みたる大活動ですら彼の如き結末を見たるに徴しても強健なる自治國民の力が無理なる武力にまさる所以を會得すべきである。

我等は、個人間の交際に於て、正義と親切とを本とせねばならぬと同じく國家間の交際に於ても、またこの親善の精神によらなければならぬことは、まことに自然の理法である。もし國交の親善を忘れるものがあつたとすれば、それは自然の理法に反するのみならずまた封建時代の頭で、時代錯誤であるといはねばならぬ。世界大戰は人道、平和のためいふに忍びざる不祥事であつたが、その結果、世界國民が誤れる軍國主義の弊害に眼覺めて國際親善の

主義に歸る傾向を示めしたことはせめてもの喜びである。今や全世界は、こぞつて親善なる交際をつゞける方に向ひ、相互に奉仕し合ふ氣持に漲つて居るのである。三百年前和蘭人フーゴー、グロチウスの唱道した平和主義がベルサイユの平和會議に於て復活し、アメリカの前大統領ウイルソンによつて提唱され、各國の代表者が和衷協定した國際聯盟の規約、戦後の平和政策の基礎をなすに至つたのである。國際聯盟規約の精神は、戦争の再發を防ぎ、國交が永遠に平和であることを確保し、更に國家間の協力を進めて、人類共同の福利を増進しようとする點にあるのであつて、國交親善の理想を最も明らかに實現したものと云ふことが出来る。國際聯盟は上に掲げた詔勅の趣旨を世界的に應用した制度の一つ

であるがその他郵便・電信の聯絡、學藝に關し、また労働問題や救濟事業等に關しての列國の會合、萬國博覽會の開催などは、皆この精神の現れであるといふことが出来る。

我等はこの國交親善の氣運をうけついで、更に立派なものに仕上げることは實に我等に遺された責任であるが、その爲にはまづ各國民共に、相互の立場を理解し合つて、自國が國際法上、倫理上、果すべき重要な使命をもつて居ることを自覺すると共に、他の諸國もまた各、その境遇に應じ、地位に従つて、大切な使命をもつて居ることを認め合ふといふ事である。固より國が違へば、人種も異なりその歴史・經濟・社會等みな別である。随つて言語から風俗・習慣・物事の考へ方までも相違して居るであらう。併しこれは外形上

の差別であつて同じく人間である以上は、根本の精神までが別である筈がない。悲しいときに悲しみ、嬉しいときに喜ぶ情は、東西を通じて變りがないやうにそこには自ら中道の正義が存するものである。故に我等は常に互に理解と同情とを失はず常に正義に従つて行動することが國交親善の根本であつて、我まづ世界にその範を垂れることは五大國の一たる我等國民の任務である。

五 外國人に對する道

（第三〇、三四七、三五〇）

個人間に於ても國家間に於ても争ひの起る原因は、大體同じものゝやうに思はれる。今その主なるものに就いて考へて見ると第一が利己主義である。自分さへよければ、他人はどうあつても

構はぬといふ考へ方があらゆる軋轢・鬭争の本となるのである。

素より正當なる自己の権利や利益は正義の主張に於て飽くまで貫徹しなくてはならぬが正義を忘れた利己心は人道の敵で、古來の醜い鬭争はこの誤れる利己主義によるものが多い。第二は猜疑・嫉妬の情にかられた排他的の言動である。我れ彼れを倒さずんば彼れ我れを倒すであらうと猜疑したり、他人が進歩向上すれば自分の地位が退歩するかの如くに誤解して、嫉妬心から是が非でもたゞき落さねば自分の立つ瀬がないやうに考へるものがある故に、そこに淺間しい鬭争の種を孕み、爲に他の徳性が傷つけられ世は反感・憎惡の修羅道に墮するのである。勿論人類の文化は多くの人々や國々が互に負けじ劣らじと競争することによつて

益、向上するものであるから競争もまた必要ではあるが、併しその競争は、友達としての競争、筋道の通つた正しい競争、所謂其争や君子で、つまり相互に向上、發展する手段としての勵み合ひでなければならぬ。第三には人に求むる前にまづ自分の務を盡すといふことを忘れぬことである。世の中は、「十人十色」で甘黨もあれば辛黨もある。その顔の異なる如く性質や才能を異にする多數の人が集つて居る社會では、まづ自分の任務を盡すことが肝要である。「ああしてくれさうなものだ」「かうすべきである」と、何事もまづ人に求むるといふことになつたら、不平、不満の絶えるときがなく、自然争ひも起つて來るものである。古歌に「我よりはよくもなせず、にたゞ人の我によかれと思ふ愚さ」とあるのはこれを誡めた

のである。

かやうな次第であるから、社會に處する根本の道はまづ誤れる利己心を制してすべての人を友達と考へること、さうして相互扶助の精神によつて進んで先方の爲に盡してやること、一括していへば親愛と奉仕の精神を以て社會に立つて行かねばならぬ。これは内國人に對すると外國人に對するによつて變りはない筈である。たゞ國が違へば自然に人種、言語、宗教、風俗、習慣なども違ふので兎角誤解などの起りやすいものであるから、外國人に對するには同國人に對するよりも一層この點に注意することが肝要である。外國人に對する心懸の主なるものは次のやうなものである。

一、人格を尊重せねばならぬ。人格の尊重は人類文化の理想であるが、とかく人種的偏見に捉へられて外國人を卑しみ嫌ふやうな言行に出でやすいものである。例へば變な代名詞で外國人を呼ぶことなどは單に禮儀の上からも大いに注意せねばならぬ悪風である。愛國心や自尊心は貴ぶべきものであるが、外國人を輕侮すれば自國が偉くなるやうに思ふのは心得違である。これに反して何でも外國人といへば高等な人種のやうに考へて自分から卑屈にするのも、國民の品位を高むる所以ではない。侮らず怖れず正義と平等の眞精神によつて互に人格を尊重し合ふのが外國人に對する道である。

二、禮儀を守り親切でなければならぬ。禮儀や親切は未知の

人に對するとき特に大切な道である。殊に生れ故郷を離れて遠く外國に來て居るものは、風俗習慣を始めとして、すべて事柄が異つた社會に居るのであるから、たゞでさへ淋しく感じられるに違ひない。かういふときには些細なことでも深く感銘するものである。だから外國人に對してはこの點に注意して出来るだけ寛大親切な態度を示すことを忘れてはならない。

三、感情を害しないやうに心掛けねばならぬ。「人は感情の動物である」ともいはれる通り、つまらぬ感情の行き違ひから恐るべき誤解を生じ、延いて國交にも悪い影響を及ぼすやうな結果を生ずることもあり勝である。素より主張すべきことはどこまでも堂々と主張しなければならぬが、その間にも濫りに感情を激發す

るやうな不用意な言動のないやう注意しなければならぬ。特に宗教とか政治などの問題に就いてはこれ等の心掛が必要である。

四、信義を重じなければならぬ。信義は人に交る根本の徳であるが、外國人に對しては特に然りである。たゞ二三の人がこれを缺いた爲に國民全體が大變に迷惑を蒙むるやうなことがあつてはならぬ。これは殊に通商などに従事するものゝ深く考へねばならぬ點であつて、二三商人の信義を破つた爲、延いて日本商人の不信用となつたといふやうな話を聞く。通商の根本は有無相通ずることにあつて、決して私利を貪るにあるのではないといふことを、呉れども忘れてはならぬ。

五、我が國人にして海外に移住するものは、力めてその社會に

順應するやうに心掛けねばならぬ。他國の風習に従つたからといつて決して國民としての權威を傷つけるものではない。頑固に自國の風習だけを固執して自分の住んで居る社會の風俗・習慣に同化しないのを愛國心の發露であると思ふのは非常な間違である。大切なのは愛國の精神で風習の末でない。この點は將來盛んに海外に雄飛しようとする國民の大いに考慮すべきところであらう。

六 海外の雄飛

少二三、或三九、或三〇

我等は、世界に比類のない我が國體に誇を感ずる、また我等の文明が世界に誇るに足るものであることを喜ぶ。更に我が國が今

や世界の一等國として、人類の大問題を決すべき重大な地位に立つて居ることを考へ、いふにいはれぬ満足を感じる。併し纏つて一度我が國の自然的富源に思ひをめぐらすとき、むしろ悲痛の感を抱かざるを得ない。海産物だけはやゝ豊かであるといひ得るが、その他の物資に於てはまことに貧弱である。細長い島國で中央に大山脈をもつて居ることは農作物の生産に第一の障礙である。現代工業の原動力たる石油や石炭や鐵や銅の産額はアメリカに比すべくもない。山林はあつても規模が小さい。國家活動の原動力たる自然の物資に缺乏して居るのに人口は毎年七八十萬の勢で増加しつゝある。如何に苦心經營してもこの増加人口を養ふに足る物資を國內にて自給することは出来ない。これが

我が國の一日も等閑に附することの出来ない重大問題である。「坐して食へば山も空し」とか、まして不足勝ちの資源に依頼して居る我等は、このまゝに安閑としては居られない。坐して食つて自滅するか、或は大勇猛心を振り起して新天地を開拓すべきか國家の運命の將來を托された壯年の、當に一大覺悟を要すべき事項である。こゝに新しく運命を開拓する方法は二つしかない。曰く、一は自然的物資の保存節約、二は進んで海外に雄飛して物資の不足を補ふこと即ちこれである。この二方策は共に科學的生活に則とる新生面の打開であるが殊に海外の雄飛は大國民として實に快心な大事業で、これを思つただけでも血湧き肉躍る心地がする、今これに就いて少しく考へて見よう。

古來我が國民は進取の氣象に富み、日本人の足跡の至るところ常にその勇敢にして節度あり大膽にして聰明なるを賞せられたものである。しかるに近頃は徳川三百年の鎖國生活の惰性があるのか現代に於いても、ともすれば一般に引込思案に陥る傾がある。北海道・朝鮮・臺灣のやうな國內に出掛けるのさへ億劫がり、よしまた出掛ても小金でも蓄へればすぐさま歸國したがるし、折角外國に移住しても所謂出稼き根性で根のない浮草のやうな生活をして居るものさへある有様である。勿論故國を愛するは自然の人情やがて愛國心の搖籃をなすものであるが、たゞその愛たるや女々しい女性的愛ではなく雄々しい男性的愛でありたい。イギリスが今日の大を成したる所以を思ふとき、我等は我が國民の

間に古來の進取的氣象を更に振起するの必要をしみじみ感ぜざるを得ないのである。

眼を大きくして南米の平原を見よ、轉じて南洋の天産を思へ、更に近くアジア大陸の無盡藏の富源を凝視せよ。我等の手に開拓されることを待つて居る自然は、まだく廣い。併しこれは、決して他國を侵略するのではない。天産富源の開拓は何人がなすにせよすべて人類の文化と世界の福利に貢献すべき大きな人道的事業である。今後の壯年は、自らこの使命に負うて立つの氣概がなくはならぬ。

併し事をなすには、それ相當の準備がいる。徒手空拳、無計畫で飛び出すのは暴虎馮河のそしりを免れない。大國民として海外

に雄飛するには、まづ強勁にして有爲な身體を作り、剛健にして堅實な性格が必要である。また物事には、見透しのきく眼識を養ひ小利に走らず大計を忘れざるの心掛がなくしてはならぬ。これには豊富なる知識を必要とする。最後に最も大切なのは愛國心の養成であつて、それが濶大にして男性的なものでなくてはならぬことは既に學んだところである。

七 國家の組織

二三三

人には教へられずまた習はずして生來もつて居る人間の性能がある、これを本能といふ。この本能には色々あるが、社會的の本能はその重要なものゝ一つである。社會的の本能とは、人が社會をつ

くらうとし、また實際につくるところの生來の本能である。アリ、ストートルが「人は社會的動物である」といつたのは、この意味である。故に、人類の集るところには必ず社會がある。そしてこの社會にも、例へば家族とか氏族とか部落とか府縣とかは、みな人間の社會的本能に基く社會形態である。中にも國家はこれ等のあらゆる社會を統一した一大社會で、社會のうちでも最も完全な有機體的組織をもつて居るものである。國家は人類共通の社會的本能に基き、これに文化的意志を加へて成り立つて居るものである。國家は法理上三つの要素がある。領土と人民とこれ等を統治する主權とがこれである。領土は國家の地的要素で完全に主權の行はれる範圍をいひ、人民は國家の人的要素で、主權の下に立つ

ものをいふ。人民は國民また臣民ともいはれ、絶對無限に主權に服従し、且つ完全に保護されるものである。主權は政治權ともいひ、唯一、無制限、随つて最高完全な國家統治の權力である。これ等の三つは國家組織の三要素で、その一つを缺いても、これを國家といふことは出來ない。我が國の臣民は日本民族を中心としてその數茲に七千餘萬人、更に毎年の統計は年々七八十萬人の増加を示して居る。我が領土は北は樺太から南は臺灣に至るまで千二百餘里に互る多數の島々並に朝鮮半島とより成立つてゐて、總面積凡そ四萬四千方里に及ぶ。さうして我が國の主權が萬世一系の天皇にあることは、我等のすでに熟知するところである。

かく法理的に考へれば、國家はたゞ權力の下に統轄された人民

の服従といふことを主として成り立つて居るやうに思はれるが、決してそれだけではない。この方面の外にその根柢には深い道徳的精神の存することを忘れてはならぬ。正義と人道とを無視した單なる力の支配は、結局暴力の支配であつて、國家がかやうな基礎の上に成り立ち得ないことは、いふまでもない。我が憲法發布の勅語は國家がこの道徳的精神の上に成立するものであるといふことを明に示し給ひしものであつて、即ち臣民の「康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメンコトヲ願ヒ」と仰せられてあるのがこれである。國家の基礎とその目的とは實にこゝに存するといはねばならない。更にこれをわかりやすくいへば、國家は人民の生存を確保し、その幸福を増進し、その人格を發達せしめること

を主眼として居るのである。

この目的を達する爲めに國家は色々の活動をするが、その主なるものは次の三つである。

第一に政治的活動である。これは主として國家の安寧と秩序とを維持し、その獨立發展を圖り、内外の施設經營に當る活動である。

第二に經濟的活動である。これは主に生存に必要な物資の生産及び分配、これに關する方面を處理して産業・金融・交通等を統轄するものである。

第三に文化的活動である。これは教育の普及、國民の健康の増進、防貧・救貧等一般に慈善事業を進めることなどの活動である。

この文化的方面の活動は從來とかく重要視されない傾きがないてもなかつたが、近時の國家は何れもこの方面に注意し、國民一般もまたこれを重要とするに至つたことは喜ぶべきであるが、中には施設の方法を誤れるもの、あることを覺らず、例へば教育の如き慈善の如き救ふべからざる弊に陥らうとして居る。大に注意すべきことである。

我等はこの國家の組織をよく理解し、その目的と活動に鑑み進んでこれと一致するやうに我等のすべての行動を整へなければならぬのである。

八 我が國の政治

（第五回）

我が國の政治は立憲政治である。主權はすでに學んだ通り最高唯一不可分の權力であるが、主權發動の形式には種々ある。立憲政治とはこの主權發動の本則が憲法によつて確立せられてあるもので、その特色は主權の作用を立法・司法・行政の三つに分ち、各獨立の機關をして互に侵すことなからしむる制度をいふ點である。專制政治はこれに反して、この主權の作用を一人または一團體の專制にまかしておくところの政治である。随つて立憲政治は多數會議の政治であり、專制政治は少數專制の政治といふことができる。一般に立憲政治の方が國民の人格とその生命財産を尊重し安寧幸福を増進するに適した政治といはれてゐる。

我が立憲政治の根本たる大日本帝國憲法の發布されたのは明

治二十二年二月十一日で、すぐその翌年から立憲政治が實施されることになつた。併しこれは形式上の話で我が國の政治の根本精神は神代の昔から立憲的であつたのである。古典によると天照太神が天忍穗耳命をこの國に降し給はうとしたとき、この國が騒がしかつたので、太神は天安河原に八百萬の神々を集め給うて大會議をお開きになつたとある。すなはち政治を行ふには常に衆議に諮るといふのは我が國政治の傳統的精神なのである。また聖德太子の憲法十七箇條の中には、事は一人で定めてはならない、必ず衆と宜しく論定すべきである。衆と共に定めたならば正しい道を進むことが出来る」といふ意味のことが記されてある。なほ御歴代の天皇の御治績をうかゞひ奉ると、すべてこれと同じ

大御心により給うたことがわかるのである。就中明治元年に明治天皇が天神地祇にお誓ひになつた五箇條の御誓文は最もよくこの大御心を窺ひ奉ることが出来る。その第一には「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はれ、我が國政治の立憲的精神を宣示し給うたのである。

かやうに建國のはじめから立憲的精神によつて政治が行はれてゐたので、いよく憲法を制定して近代的立憲政治を行ふに際しても、世界に例のない美しい冠で飾られることになつたのである。即ち世界各国の立憲史は、多く君民の衝突の結果、血に汚された篡奪の記録であるが、獨り我が國の立憲政治は天皇御親ら進んで憲法を御發布になり、臣民を厚く御信賴になつてこの政治を創

め給うたのである。我等はこの有難い大御心と日本古來の美しい精神とに鑑み日本國民としての幸福を深く味はねばならぬ。かくの如く我が國の政治は、我が國體にその基礎をおくものであつて、その特色は君臣一體の精神を根本とするにある。漢字の「臣」の字は「屈服を意味して居るのによつて大體支那の君臣の關係は理解される。即ちかの國に於ては、君は力を以て民を屈服せしむるにあると考へられてゐたのに反して、我が國に於ては人民または百姓は「いつもおほみたから」と稱せられて人格を尊重され、その政治は常に民を本とされてゐたのである。雄略天皇の「心をせめ己れを勵まし日一日を慎しむことはけだし百姓の爲の故なり」と仰せられたのもこの君臣一體の精神を示すものである。かや

うな美はしい歴史をもつて我が國の政治をいやが上にも立派なものとして行くのは我等壯年の務である。この務を完全に果す爲にはまづ立憲政治の本旨に通じ、その實際の運用に際しては飽くまで公平中正の大義を忘れず、常に明治天皇が「我が臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」と仰せられて我等を御信賴御激勵になつたことを記憶して、誓つて聖旨に副ひ奉るやう努力せねばならないのである。

九 帝國議會

（第六、第七節）

帝國議會に關する規定は帝國憲法第三章に定められてある。帝國議會は貴族院と衆議院とより成る。故に一院だけでは帝國議會を成さないことはいふまでもない。兩院並び存し兩院の議決一致して始めて議會の職務を行ふことが出来るのであつて、かやうな制度を兩院制度といふ。兩院制度は國事の審議を慎重にするとともに社會各方面の意見を代表せしめる利益がある。

貴族院は貴族院令により、六種の議員を以て組織する。一、皇族男子の成年に達したもの、二、公侯爵で滿三十歳に達したもの、三、伯子男爵で滿三十歳に達し、各、その同爵中から選舉せられたもの、四、

國家に勳勞があり、または學識のある満三十歳以上の男子で特に勅任せられたもの、五、満三十歳以上の男子で帝國學士院會員たるもの、中から四人を互選して勅任せられたもの、六、満三十歳以上の男子で北海道及び各府縣で、土地または商工業に就いて多額の直接國税を納めるもの百人の中から一人、又は二百人の中から二人を互選して勅任せられたものが即ちこれである。第四を勅選議員といひ、第六を多額納税議員といふ。皇族議員、公侯爵議員及び勅選議員の任期は終身であるが、公侯爵議員は、勅許を得て辭することが出來、勅選議員は、心身の衰弱の爲、職務に堪へざるに至つたときは、上奏して勅裁を請ふことになつて居る。伯子男爵議員、學士會院議員及び多額納税議員の任期は七年である。

衆議院は衆議院議員選舉法の定めるところによつて選舉せられた議員より成り、議員の任期は四年である。大正十四年五月五日公布された新選舉法によると選舉權の要件は、一、帝國臣民たる男子で満二十五歳以上たること、二、選舉人名簿調製の期日まで引き続きつゞき満一箇年その選舉區内に住所をもつて居ることであつて、從來のやうに納税に關する制限はない。故にこれを普通選舉といふのである。我等は選舉によつて間接に國政に參することのできるのだが、今や普通選舉法の實施によつて納税に關する制限が撤廢され、人民一般に國事に奉公するの道が開かれるやうになつたことは誠に喜しいことである。被選舉權の要件は單に満三十歳以上の帝國臣民たることだけである。併し例へば判檢事

警察官のやうに特別の身分や職業をもつて居るものは、被選舉權がなく、また華族の戸主、現役の軍人などには選舉權も被選舉權もないのである。

帝國議會の召集は天皇の大權に屬し詔書の形式で行はれる。帝國憲法によれば、議會は毎年召集すべきもので、これを通常議會といひ、會期は三箇月である。臨時緊急の必要ある場合に於てはまた臨時議會を召集し、その會期は勅命に依つて定められる。任期が満了しない前に衆議院議員全部の任を解くこれを衆議院の解散といふ。衆議院が解散を命ぜられたときは、貴族院は同時に停會せられる。解散、停會共に天皇の大權に屬する。衆議院解散を命ぜられるときは、勅命を以て新に議員を選擧し解散の日より

五箇月以内にこれを召集さるべきことになつて居る。

帝國議會は、我が國統治機關の一つで、その主なる職務は、一、法律の制定に參與すること、二、國家の歳入・歳入の豫算を議定することである。豫算案は政府が提出し、法律案は政府の外、貴族院、衆議院共に各提出することが出来る。そして法律及び豫算は帝國議會の協賛を経て後、天皇の裁可を待つて始めて成立するものである。かくの如く法律及び豫算の成立につき議會の協賛を要する制度は立憲政治の特色の一つである。なほ帝國議會は次のやうな權限をもつて居る。一、上奏權即ち議院の意見を天皇に申し上げる爲に、これを文書に認めて捧呈する權限である。二、建議權、即ち政府に對して議院の希望を通知する權限である。三、質問權即ち議

員三十人以上の賛成者を得て、政府の過去の行爲や將來の施設に對して辯明を求めらるものである。國務大臣はこれに對して答辯をする義務がある。四、請願を受理する權、即ち臣民から提出する請願書を受理する權限である。

帝國議會の協替は國家の盛衰、國民の安危に大きな關係をもつて居るものである。だから議員は奉公の至誠を以て忠實に、その職責を全うせねばならないし、國民もまた公平の精神を以て適當なる人物を選出するやうに努めなければならぬ。我が國の現狀が、この點に於いて未だ大いに缺くるところのあるのはくれぐれも遺憾なことである。今や普通選舉法の實施に際し我が國古來の立憲的精神に鑑みて、政治道德の向上を圖るのは我等の神聖な

る義務である。

一〇 議員選舉

（第三、第九四）

議員選舉にも色々あるが中にも衆議院議員と市町村會議員との二つの選舉は立憲自治の制度に於いて最も重要なもので、この外各種の議員選舉の基本となるものである。

衆議院議員選舉の方法は、衆議院議員選舉法の定めるところにより全國を北海道及び各府縣と市郡區支廳などの區劃によつて幾つかの選舉區に分け、各選舉區（現行の中選舉區）から三名または五名を選出する。投票は單記無記名の投票即ち各選舉人は被選舉人一名の氏名だけを記し、自分の氏名を記さずして投票するの

である。その結果法律で定めた數以上で比較的最多數の投票を得たものを當選人とするのである。選舉區制には、大中小の三つを敷へることが出来るが、かくの如き選舉區制を中選舉區制といふ。我が國は曩きに小選舉區制から大選舉區制に變り、今回また上述の如き中選舉區制となつた。我が國現行の選舉法によると、選舉區の數は百二十二で、これから、四百六十六名の議員を選出することになつて居る。

市町村會議員は市町村の公民がこれを選挙する。市會議員の選挙は、納税額によつて、選挙人を二級に分け、各級で議員定數の二分の一づつを選挙するのである。かやうな選挙を等級選挙といひ、貧富の利害を調和しようとする考へによるのである。町村會

議員の選挙は平等選挙を原則とするが、また、市會議員の選挙と同じに等級選挙によることも出来る。被選挙權は一般に市町村の公民がもつて居るが、その市町村の有給吏員とか、その府縣郡の官吏などは例外として、これをもたない。

帝國議會の議員にしても、市町村會の議員にしても、その選挙の根本精神は、國家または公共團體の重要な政務に參與するに適當な人を選ぶことに存するもので、選挙の性質上、公の事務である。故に選挙が正しく行はれるか否かは、直に政治の善惡に關係し、やがてまた國運の消長に影響するところが多い。随つて我等はこれに就いての十分な心得と注意がなければならぬ。今その主なるものを擧げると次の三つである。

一、選挙権は國家の利益の爲に行ふべき公務である。随つて選挙権といつても、實は同時に選挙義務であると思はねばならぬ。だから猥にこれを放棄するのは公のことを怠るものである。

二、議員は公の政務に參與するもので、その選挙はこれに適當な人を選ぶ手續であるから選挙人と被選挙人との關係は決して委任とか代理とかいふ筋合ひのものでない。随つて議員は常に自分の良心の命ずるところによつて行動すべく選挙人の願使（し）にこれ従ふが如きは決して議員の本領ではない。

三、議員は實に全國家の議員であり、または全市町村の議員である。故に一地方、または政黨政派の如き團體の利益の爲に動くが如きは公事を私するものといはねばならぬ。その言動は常に公

正にして中道を固守し夢にも國家全體の永遠の利害を忘れてはならぬ。

四、選挙に際しては、これ等の點をよく會得して、最も自由に公正に且つ有効に行はなければならぬ。これはすでに青年の巻に於て詳しく學んだことであるが、その事は國務の樞要に關する重大事であるから、今またこゝに記憶を新にしなければならぬのである。

一一 行政官廳

（第一三三頁六一—六二頁）

行政とは、立法司法及び憲法上の大權事項を除いた外は一切の統治權作用をいふのである。行政は實質上、内務行政、外務行政、軍

務行政・財務行政・司法行政の五つとする。内務行政は直接に國利民福を計ることを目的とし最も廣汎な範圍に互る行政である。外務行政は外國に對して國家の利益及び内國人の利益を保護増進することを目的とする。軍務行政は、軍務の組織及び軍需品の供給を目的とする。財務行政は、國家の財産の收入・支出及び管理を掌る。司法行政は法務行政ともいひ、裁判の執行、裁判所の配置犯罪の捜査などを目的とするのである。

行政もまた立法や司法と同じく國家の統治權作用の一であるが、その委任によつて行政の一部を行ふ機關を行政機關といふ。これに行政官廳と自治團體との別があつて、行政官廳の掌る行政を官治行政といひ、自治團體の掌る行政を自治行政といふのである。

る。

行政官廳は、國家の行政事務を分擔して處理する機關である。こゝに處理といふのは、國家の意思を決定することを指すのであるから、國家の意思を決定する權限をもつてゐないものは法律上官廳でない。普通官廳といへば、すぐ市役所・町村役場を聯想するが法律上からいへば、例へば各省大臣や總督・總監、府縣知事などは官廳であるが、次官・局長または内務部長などは官廳の下にある補助機關なのである。

行政官廳には中央官廳と地方官廳とがある。前者はその權限が廣く全國に及ぶもの、各省大臣はこれにあたり、後者はその權限が一地方に限られて居るもので、北海道廳長・官・府縣知事や郡長な

どはこれに屬して居る。

中央官廳には内閣・内閣總理大臣各省大臣の三つがある。内閣は國務大臣で組織する合議制の官廳で、行政の方針を一定し、行政各部の統一を保つことを職分とする。内閣總理大臣は國務大臣として内閣の統一を保つと共に、また各省に屬してゐない行政事務例へば官吏の恩給、拓殖などを擔任する。この補助機關には書記官長・書記官・秘書官・拓殖局長・恩給局長などがある。内閣總理大臣の發する命令を閣令といふ。各省大臣は國務大臣として内閣の一員であると共に、また他面には單獨制の官廳で、各行政事務の一部を擔任する。現在我が國の制度では、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農林・商工・逓信・鐵道の十一省に分れ、次官・參與・局長・參事官

秘書官・書記官などを補助機關とする。各省大臣の發する命令を省令といふ。

地方官廳には朝鮮總督・臺灣總督・關東長官・北海道廳長官・樺太廳長官・府縣知事・警視總監・郡長及び島司がある。朝鮮總督は朝鮮に於ける最高の行政官廳で、その位置は他の地方官廳に比すれば重く、朝鮮の諸般の政務を統理し、朝鮮總督府令及び訓令を發する。臺灣總督は臺灣及び澎湖列島を管轄し、内閣總理大臣の監督をうけ、諸般の政務を統理する。その發する命令に臺灣總督府令と律令とがある。關東長官は關東州を管轄して南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締を掌り、また南滿洲鐵道株式會社の業務を監督する。關東廳令を發する。北海道廳長官はその職務はほゞ知

事と同じで、北海道の拓殖事務及び一般行政事務を總理する。樺太廳長官の權限はほゞ北海道廳長官に似て居るが、主として内閣總理大臣の指揮監督をうける。府縣知事は内務大臣の監督をうけ、また各省の主務に就いて、各省大臣の指揮監督をうけ、法律命令を執行し、府縣内に於ける教育・衛生・警察等一般の行政事務を管理する。その發する命令を府縣令といふ。警視總監は内務大臣の指揮監督をうけ、東京府下の警察・消防・衛生事務を管理し、警視廳令を發する。郡長は、府縣知事の指揮監督をうけ、法律命令を執行し、郡内に於ける一般の行政事務を管理し、また町村長を監督する。その命令を郡令といふ。島司は勅令を以て指定された島地の行政事務を管理する。その地位や權限はほゞ郡長と同じである。

以上は我が國行政官廳組織の大要であるが、こゝに最も注意せねばならぬことは、行政は獨り官廳の力でのみ行はれるものでない、行政の圓滿なる進捗の爲には一般人民の協力を要するといふことである。いかに行政組織が完備してゐても人民がこれを理解せずその運行を助けなくては、遂に行政の停滯を免れない。だから行政の局にあるものが行政は社會人民の爲に行ふものであるといふことを自覺して所謂官僚主義や役人根性を脱却しなければならぬことは勿論であるが、人民もまた行政事務に理解と同情をもつて、その圓滿なる進捗に協力するやう心掛けねばならぬ。

一二 司法裁判所

（七七〇）

我等がすでに學んだやうに立憲政治の我が國に於ては、三權分立の主義を採り、立法・司法・行政の三政務を各獨立の機關をして行はしめ、彼此相侵すことを許さない。法律の制定に參與する帝國議會を立法府といふに對し、天皇の名に於て、司法權を行使する統治機關を裁判所といふ。

司法とは、一旦制定せられたる法規を維持する作用である。法律は國家組織の綱目をなす神聖なる規律であるが、時にこれを犯すものなきを保しがたい。故にもしこれを侵すもののおつたときは、裁判所をして法律をその事件に適用してこれを審判せしめ

るのである。

帝國憲法第五十七條ニ「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」と規定してある。即ち、裁判所以外の關が司法權を行ふことは、憲法上許されない、またその權限も憲法により確保されてあるのである。かく、司法權を立法・行政の作用より獨立せしめることを、司法權の獨立といふ。憲法はなほこの趣旨を徹底し、裁判の公正を期する爲に、「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ」と規定して、司法權行使の地位に當るものの身分を保障してある。

裁判所の構成は裁判所構成法によつて規定されてある。裁判所に區裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院の四つがあり、區裁判所を

除くの外、すべて三名乃至五名の判事をして合議審理せしむることとなつて居る。下級裁判所の裁判に不服なものは、更に上級裁判所の裁判を請ふことは許されてあるが、裁判の権限は絶対であつて、如何なる機關・官廳も裁判所の裁判に干渉することは出来ない。

かくの如く司法權を獨立せしめた趣旨は、いふまでもなく裁判の公正を期するにある。故に裁判にあつては、嚴に法律を適用し、苟も私心・私利を挿むことを許されない。しかも法律は一つの規準であつて、社會に實際起つた事件にこれを適用するに過ぎないのであるから、社會の實際事情に曉通しなくては、裁判の公正を期することは出来ない。然るに社會の事情は益々複雑を極め、萬般の

事象に就いて裁判官の理解を求むるは難き事情もあるにより、その缺點を補ふ爲、裁判官に非ざる一般人民をして、裁判に參與せしむる制度が起つた。これを陪審法といふ。

我が國の陪審法によれば、陪審制度は刑事事件の或ものにつき、地方裁判所に於て行はれる。即ち、放火・盜水・貨幣偽造・文書偽造・印章偽造・殺人等、死刑または無期の懲役若しくは禁錮に該る罪は、當然陪審に附せらるべく、長期三年を超ゆる懲役または禁錮に該る事件は、被告人の請求によつて、陪審に附せられる。但し特に陪審に附するを得ずと規定してある罪に該る事件は、この限りでない。

陪審裁判所は、地方裁判所の請求によつて出廷した十二名の陪審員によつて構成され、合議によつて獨立に事件を審理し、その決

定したる評決を裁判官に報告するのである。歐米の制度に於ては、この陪審官の評決が裁判官を拘束し、裁判官は必ず陪審官の評決に基いて判決しなければならぬとして居る國もあるが、我が國ではもし裁判官がその評決を不當と思へば、他の陪審員の評議に附することを得る。たゞこの手續を採らずして、陪審の評議に反對の判決を與ふることは許されない。即ち、冷靜なる法律家にして専門家たる裁判官の判断と、良知と常識に富む素人の判断とが合致したる場合にのみ、判決が下されるのであるから、その裁判は穩健・中正を得て、益・公正を期するを得るのである。

裁判所といへば、直ちに閻魔の廳を聯想し、たゞ恐ろしい刑罰が行はれるところであると誤解するものもあるが、實は裁判所は善

人にとつては、法律により我等の權利を保護する國家機關なのである。今や陪審法の制定により、裁判所が社會人民と接近して、峻嚴なる法律に豊かな人情が加味せらるゝことになつたのは、喜ばしいことである。

一三 公共團體

（第六一、六七頁）

行政官廳と並んで重要な他の行政機關に公共團體がある。公共團體は自治行政を掌るもので、また自治團體といひ、これに地方自治團體と公共組合との二種がある。地方自治團體は土地を基礎として成り立つて居る團體で、府縣・市町村はこれに屬し、公共組合は特定の地域を要素とせず、たゞ一定の共同目的を有するもの

で、例へば農會水利組合、同業組合等の如きがこれである。

市町村は法理上土地・住民及び自治権の三要素より成る完全な自治團體である。土地は、市町村の自治権の行はれる範圍で、國家の行政區劃中の最小單位をなす。随つて自治制の基礎となすものである。住民とはその市町村内に住所をもつて居る人民のこととて、住民の中、二年以來その市町村内に住み、且つその市町村の直接市町村税を納め、獨立の生計を營み、六年以上の刑に處せられたといふやうな缺點のない満二十五歳以上の帝國の臣民たる男子を市町村公民といふ。公民は市町村の選舉に參與し、名譽職に選舉される權利を有し、且つこれを負擔すべき義務を負つて居る。

市町村には、議決機關と執行機關とがある。市町村の議決機關

は市町村會である。それは市町村會議員を以て組織する。市會議長は議員の互選により、町村會議長は町村長を以てこれに充てる。議員は名譽職で、任期は四箇年である。市町村會は、市町村に關する事件、及び法律勅令によつて定められた權限に屬する事件、例へば條例や規則を設けること、歳入・歳出・豫算の議定、使用料や手数料、市町村税の賦課・徵收などを議決し、またその執行を監視し、更に市町村吏員の選舉をも行ふ。市には市會の外に、市參事會といふ議決機關がある。市長・助役・名譽職參事會員を以てこれを組織する。市町村長は市町村の執行機關である。市町村を統轄してこれを代表し、その行政事務を擔任する。市長は、内務大臣が市會の推薦せる候補者三名中より上奏・裁可を経てこれを決する。任期

は四箇年で有給吏員である。町村長は、町村會が選舉し、府縣知事の認可を受ける、任期は同じく四箇年で、原則として名譽職である。府縣は市町村と同じく、土地・住民・自治權の三要素から成つて居るが、直接の住民はなく、市町村の住民をその住民とする。法令の範圍内で公共事務を處理することが出来るが、自治の範圍は、市町村よりも狭く、またその機關に名譽職の關係することも少ない。

その機關には市町村と同じく、議決機關と執行機關とがある。議決機關には府縣會と府縣參事會との二つがある。府縣會はその區域内の市町村公民から選舉された議員で組織し、府縣の財政上の事項に就いて議決する。その權限は市町村會よりも狭い。府縣參事會は、知事・府縣高等官二名・名譽職府縣參事會員を以て組

織する。その權限は府縣會の委任をうけた事件を議決し、府縣會に代つて臨時急施を必要とする事件を議決するなどである。府縣の執行機關は府縣知事である、府縣を統轄し、これに屬する事務を處理し、またこれを代表する。すでに我等の知つて居る通り、府縣知事は國家の行政官廳である、これが同時に自治團體の行政機關となる點は、市町村長と著しく異つて居るところである。

地方自治團體の財政に就いて考へるに、市町村にあつては、その經費は、財産から生ずる収入及び使用料・手数料等を以て支辨するのが原則となつて居るが、必要の場合には市町村税などを徵收すること許されて居るので、多くはこれによる。府縣には府縣税があつて、これが主なる収入となる、併し別に國庫補助金もある。

公共組合は、或る團體に特別な事項を目的とする。特別の自治團體で、その利害關係の範圍は、地方の行政區劃と同じではない。それで法律は、これを特別の自治團體と認めて、自治せしめて居るのである。

公共組合の設立には、國家がその設立及び加入を強制するものと、任意に放任して、國家はたゞ設立の認可を與へるに過ぎないものとある。例へば水害豫防組合、茶業組合などは前者に屬し、農會、普通水利組合、商業會議所等は後者に屬して居るのである。

我が國が、地方公共團體に自治を許して居るのは、人民の公共心を信賴し、これによつて立憲的行政の精髓を發揮せしめんとする趣旨である。官廳行政にあつても、人民の公共心に俟つにあらざ

れば、到底圓滿なる進歩を期しえないことは、上に述べた通りであるが、殊に自治團體に於ては、人民の自治的精神に俟つところが多い。自治權は自主權を含む。各個人自治の精神に徹底すること、市町村自治の根本であり、延いて府縣自治の基礎となり、進んでは我が國立憲政治の根幹となるのである。下級自治體ほど自治權が大であるのはこの故であつて、我等がまづ市町村公民として恥づかしからざる資格を養はねばならぬ所以も、またこゝに存するのである。

一四 國家の財政

（第六三、四一〇）

國家または公共團體がその存在を確保しその目的を達する爲

に營むところの經濟生活、これを財政といふ。即ち財政には國家の財政と公共團體の財政とがあるので、前者を國家財政または中央財政と呼び後者を地方財政といふ。國家を財政の主體といふ資格から見るとき、これを國庫といふ、國庫金出納の事務は、我が國では日本銀行が取扱つて居る。

財政もまた經濟であるがその目的に於ては個人の經濟とは全然趣を異にした經濟である。即ち個人經濟が私の利益を目的として居るに對して財政は公の利益を目的とするものである。随つてその活動もおのづから相違がある。その差異の主なる點は、一、個人の収入の道は、人と人との平等的關係によるのみで強制的に徴收することができないが、國家または公共團體はその利益

の爲活動するものであるからその収入は、主として權力關係による。

二、個人の經濟はいはゆる、入るを計つて出づるを制すといふを本體とするが、財政に於てはまづ公の利益の爲、必要なる施設に要する費用は出づるを計つて、然る後に収入の道を講ずるを常とする。

三、個人の經濟は、なるべく多く金の餘ることを希望するが、財政では收支がびつたり合ふことを正當とするのである。

國家の財政は豫算によつてこれを行ふ。豫算とは、一會計年度内の収入・支出の見積りをいふ。これは政府がつくつて、帝國議會の協賛を經、天皇の裁可を得て始めて成立つものである。

この帝國議會の豫算協賛權は、立法協賛權とともに議會の二大權限であつて、立憲政治は經濟上から見れば豫算政治であるといはれるのはこの故である。我が國の會計年度は、毎年四月一日に始つて翌年の三月三十一日に終ることになつて居る。豫算は歳出豫算と歳入豫算とに分け、各これをまた經常臨時の二部に區分し、更に各部を細別してある。そして財政の亂れるのを防ぐ爲に、この細別された費目相互の間で猥りに彼此流用することを禁じてある。經常歳入は毎年規則正しく國庫に入る収入で、租税や手數料などがこれであり、臨時歳入は、國債募集金とか、寄附金とか、官有財産の賣却代金とかいふやうな、臨時または一時の収入である。經常歳出は毎年規則正しく支出すべき費用で、例へば皇室費とか

各省の行政上の費用の如きものがこれである。臨時歳出は臨時の入費で、例へば戦争とか大正十二年の大震火災のやうな天災の爲に必要な費用のやうなものである。また何時、如何なる事情によつて、豫算に不足を告げるかも知れないから豫算のうちに、別に豫算費を設け、これを第一豫備金・第二豫備金に區別し、それら萬一に備へてある。

豫算實行の成績を示すものはこれを決算といふ。即ち政府は一會計年度内の實際の収入・支出を明かにするものである。これは會計検査院の検査・確定を経てこの決算を帝國議會に提出するものである。議會はこれを審議してその監督の責任をつくすことになつて居る。

經常歳入の主なるものは、租税・手数料・官業収入及び官有財産の収入である。租税とは、國家が歳入を得る目的の下に、國民から徴集する金額をいひ、これに直接税と間接税とある。直接税とは、納税者と實際の租税負擔者とが同じであるもの例へば地租・營業税・所得税などがこれに當る。間接税とは、納税者と實際の負擔者とが別であるもので、例へば關稅・酒造税・醬油税・通行税の如く、税金は酒造家や鐵道が納めるけれども、その租税は結局その物資を消費または利用するものゝ負擔に歸するものをいふ。手数料とは、國家が特定の人の爲に特定の事務を爲すに對し、その人より徴收する料金で、例へば裁判に關する手数料、種々の試験料、戶籍に關する手数料などがこれである。官業収入とは、國家の營む生産事業か

ら得べき収入をいふので、造幣・製鐵・郵便・電信・煙草・鹽の專賣などによつて得る収入はこれである。官有財産収入とは、國有の山林・土地・鑛山等から生ずる収入のことである。

臨時歳入の主なるものは國債である。國債とは臨時に収入を得る手段として、國家がその信用に基づいて起す負債をいふ。國債は二つある。一は天災事變その他臨時に巨額の支出を必要とする場合經常歳入では、到底支辨することが出來ないやうなとき、二は新らしく有望な生産的事業を起さうとして、その資本を必要とする場合にこれを起すのである。國債には、内國債と外國債とがある。その利害はその國債の目的やそのときの事情により異なるから俄かに論斷することの出來ないもので、外國債が經濟上

利益の多い場合も少くないのである。公債を償還するには、抽籤に當つた番號の公債證書に對して償還する抽籤法と、政府が隨時市場から公債證書を買上げて償却する買上法との二種がある。

一五 納税の義務

(第六三)

國家がその國務を行ふ上に年々莫大の費用を要することは、毎議會に提出される豫算案によつてもわかることである。抑、これ等の國費は何の爲に用ひられるかといふに、或は政治或は軍備・産業・教育諸種の文化事業等、國家の目的を達する爲に必要な施設・機關の運用に費されるので、つまり國民生活の維持と繁榮とを目的として居るのである。故に國民の立場からいへば、これは皆自

分達の爲の費用である。随つて國民がこの國費を自分の費用として進んで分擔支出すべきはいふまでもなく明らかなることである。帝國憲法第二十一條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」と規定してあるのはこの故であつて、納税は、實に我等國民の必ず守るべき公義務である。

納税とは、租税を納めるといふことである。租税には國税と地方税とがある。更に地方税には、府縣税・市町村税等があり、各、その自治團體の經費に宛てられる。國家にしても地方自治團體にしても、その収入には色々あるが、その根本をなすものは、この人民の納める租税であるのが本體である。故にもし國民にして納税の義務を怠るやうなことがあれば、直にその機關の運用に支障を來

し、國家や地方自治團體は、所期の目的を達し得られなくなるのである。

かくのごとく租税は國家の盛衰、人民の福利に重大な關係を有するものであるから、その賦課・徴收は飽くまで慎重でなければならぬ。國家が憲法の定めるところに従つて、これに關し綿密な法律を定めて居るのはこの故である。今その法律の精神を見ると、次の三つの大原則があることがわかる。

一、正義の原則。租税は國民各自の負擔能力に應じて國民一般に公平に賦課されなければならぬ。

二、經濟上の原則。租税は國民の所得の一部分を徴收するにとどめて、その經濟活動に支障を來し、生活を危殆ならしめる程度

にまで及ぼしてはならぬ。

三、財政上の原則。租税は、税源が豊かで、収入が確實で且つ徴税が容易でなければならぬ。

上の原則を、そのときの社會事情に適應せしむるやうに定めたものが、その國の租税體系または税制である。だから原則は不動であるけれども、税制は時に應じて變る。目下税制整理といふことが問題になつて居るのは、世界大戰以來社會事情が大分變つて來たから、これに應じて税制を變へようといふのである。かくのごとく、税制は時々改革するの必要があるが、何れの時においても、國民に納税の義務あることには變りはない。

その時の税制によつて納税額が定められたならば國民はどこ

までもこれに従ふといふ精神が必要である。勿論、決定された額が不当な場合には、正規の手續を経て、その變更を要求することの出来る道が開かれて居るが、これは、飽くまでも納税を公平にしよ^うといふ法の精神から出たことで、納税額を少なくしようといふのが本意ではない。世間には往々納税額をなるべく少なくしようと思つて、収入を少なく届けたり、或は財産を隠したり、甚だしいのになると、全然免^れれようと企てたりするものさへあるやうだが、これは誤れるも甚だしいものといはねばならぬ。かくの如きは、納税の本旨を忘れて、その公の義務たる所以を理解しないところから起る罪惡である。

納税には一定の期限がある。もしこの期限を守らず、幾度請求

されても納めないやうなことがあると、無用の手数を費して國家經濟の上から不利益であるばかりでなく、公の義務を怠る點に於て、道に背ける恥づべき行爲であるといはねばならない。

一六 國家の防備

（第六三、成七三）

國家は戰爭の爲に成立して居るものではない。その理想は常に國際の平和と親善にある。人類の歴史も、また明かにそれに向ひつゝあることを示して居る。殊に世界大戰以後の世界の大勢は著しく平和主義、親善主義に向ひ、ベルサイユの平和會議は、國際聯盟の規約を締結し、ワシントン會議は、各國の軍備制限を可決したのである。これ等は、何れも平和愛好の精神とそれに向つての

實際の努力との現れである。我等は全世界が擧つて平和の喜びを心から楽しむことの出来る日の、一日も早く來らんことを衷心から希望するとともに、その爲に努力しなければならぬ。

併しながら、この理想と希望とは、一朝にして達成されるものではない。翻つて現在の實情を観るに、國際間には幾多の難問題が、伏在して常に危険を胎みつゝあるを知るのである。例へば民族自決、人種的差別待遇、或は産業上の利害衝突等、數へ擧げれば際限もない。これ等の難問題を、平和の裡に、出来るだけ速かに解決して行くのは我等の理想であり、また大國民としての我等の責務であるが、その爲にはこの現實の有様をじつと見つめて、それに處する最善の方法を考へることが大切であるのである。國際の平和

とは正義と人道とにより、各國家の獨立と親善を計らうとするもので、決して國家の獨立と尊嚴を制限しようといふのではない。國際聯盟も、聯盟各國が無益の争ひをやめ、相互に助け合つて、平和の裡に諸種の問題を解決し、人類の幸福を増進する爲に、仲よくして行かうといつて、その基礎は國家の獨立を保障することにある。軍備制限にしても、他を壓迫するやうな兵力、他を侵略するのを目的とするやうな軍備を制限しようといふのが本旨で、決して國家の防備を不必要とするのではない。

然るにこの點に就いて見識の足りない人々のうちには、或は軍備の制限を國防の不必要とはき違へたり或は國際聯盟によつて國家の獨立を拋棄するかの如く誤解するものがある。これは理

想と現實との混同であるばかりでなく、その理想や現實さへも、はつきりと判つて居ない人々である。我等はどこまでも、國際聯盟や軍備制限の趣旨に従ひつゝ、我が大日本帝國の確乎たる獨立を維持せねばならぬ。理想を一步一步實現する爲には、現實を基礎として努力の歩を進めねばならぬ。この意味に於て國家の獨立に必要な程度の國防の充實は、國際聯盟や軍備制限の精神を徹底する上に必要であると言ふことができる。即ち正義の精神の上に立つて、國家の獨立を堅固にするやうに、努力することが、現實に於ける我等の任務である。

國家の獨立の爲、我等は帝國の臣民として、二つの公の義務を持つて居る。一は我等のすでに學んだ納税の義務で、これは國家の

財政的獨立を維持するものであり、他は次に學ぼうとする兵役の義務で、これは國家の防備に必要缺くべからざる要件である。國民が、これ等の公の義務を自覺し、徹底的にこれを履行する國家こそ、完全に獨立したる國家であるとともに正義に對する人類の共同責任を十分に果し得る國家であり、世界人類をして、確實に理想に近づかしめ得る國家であるといふことが出来るのである。

一七 兵役の義務

（第七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇）

現在の世界に立つ國家は常に他國の侵略・攻撃を防ぎ、國家の獨立を維持する備を怠つてはならぬ。これを國家の防備といふ。即ち國防はその精神からいへば、他を侵略する爲のものではなく

て、防禦的のものである。しかも國防を充實して國家の獨立を確保することは國際間の平和を維持し、正義を實現する爲に、必要缺くべからざる要件であつて、また人類の理想を達するのに、極めて重要な役目をなすものである。故に我等が兵役に就くのは、たゞに、帝國臣民としての光榮ある本務を盡くすことになるばかりでなく、世界人類の理想實現に對して、一つの肝心を貢獻をなすことである。

我が國は、明治五年の徵兵の詔に

今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立ント欲ス

と仰せられてある通り、國民皆兵である。世界大戰に際して、歐米

各國民が、正義の爲に、ひるまず屈せず進んで從軍し、國民皆兵の實を示したことを考へ、我等の祖先が古來「大君の邊にこそ死なめ」と努め勵んで、いつも變らなかつた至誠を思ひ、我等は愈、この聖詔に示されてある大御心に副ひ奉るやうに勵まなければならぬ。帝國憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定し、徵兵令に男子は滿十七歳から四十歳に至るまで兵役に服すべきことを定めてあるのは、皆この精神に外ならないのである。これ等の兵役の義務を有するものうち、特に現役に服せしめて訓練を施すに適當なる男子を選ぶ爲、丁年者に對して毎年精密な検査を行ひ、國家の干城として心身共に健全なるものを、合格者と定め、更にこのうちより抽籤によりて一定の人員を選

びこれに軍人としての教育を施すのである。

近時往々にして服役を忌み、種々の詭計を企てて徴兵を忌避せんとするものがあるといふやうなことを聞くが、思ふにかくの如き人々は、兵役の眞精神を理解しない輩である。もし兵役の義務は國家の獨立を維持し、進んで世界に正義を行はんが爲に存するものであることを自覺するならば、かゝる不心得に陥る筈はないのである。我等は、常日頃から、祖先の遺風の結晶たる武士道の精神を體して、心身の修養を怠つてはならぬ。中にも忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五徳と、これを貫く誠心とは、畏くも明治天皇が帝國軍人の心得として勅諭ありしものにして、これは國民皆兵の我が國に於ては、獨り軍人のみならず、一般人民の拳々服膺しなければな

らぬ道である。この精神こそ、實に神聖なる兵役の義務の基礎をなすものである。

一八 義勇奉公

（第二卷一七五七）

教育勅語には、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシと仰せられてある。これは國家が戦争のやうな大事件に遭遇した場合に、國民の現すべき大精神・大活動を御示しになつたものと拜察する。固よりこの義勇奉公の精神は、平時に於ても必要な國民精神で、やがていはゆる社會奉仕の基礎をなすものであるが、これは更に後章に詳述することとし、こゝには一旦緩急ある場合の心得について研究しようと思ふ。

すでに考へたやうに、人類の理想は、世界の平和と、幸福とを實現することであつて、我等はこの爲に努力しつゝあるのであるが、我等がこの使命を果す爲には、まづ確乎たる國家の獨立によつて、その基礎を固めなくてはならぬ。戦争は固より好むところではないが、正義の敵、人道の仇に對しては、何時照魔の劍を抜かねばならぬかも知れない。少なくともそれだけの覺悟と準備は必要である。されば國家の防備即ち陸海軍の充實といふことは、その準備の一つである。

戦争に當つて堅牢なる軍艦や精銳なる武器の必要なのはいふまでもないが、併しこれ等はいはゞ死物であつて、この死物を活物たらしめるものは、實に人である。強健なる身體を統一するとこ

ろの精神である。即ち義勇奉公の大精神こそ國民的大活動の根本であつて、國家の榮辱の岐るゝところも一にこゝに存するのである。武器や軍艦は金さへあれば得られるが、この大精神は資金のよく養成し得るところではない。たゞ全國民が帝國の世界的使命を堅く信じて、寸時も忘るることなく、常に自らこの精神を磨き出すことより外に道はないのである。

今この大精神を磨き出すに就いて特に大切なのは、明治天皇の陸海軍人に賜はつた勅諭である。就中、

「朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも

得さるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし」と仰せられた大御心を體得して、忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五つの徳をその身に顯現することは、しばらくも忘れてはならないところである。しかもこの五つの徳を身につけるには、一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり」と宣はせ給ふ通りに、至誠以て事に従ふことは最も大切な心得である。かやうにして養成された軍人精神は、即ち義勇奉公の精神であり、天地を貫く道徳である。軍陣の武勇、士氣の旺盛は、國民後援の力によるところが多い。

明治天皇が

國をおもふ道にふたつはなかりけり

いくさの庭にたつもたゝぬも

と仰せられた如く、義勇奉公はひとり軍人精神であるばかりでなく、實に國民精神でなければならぬ。一旦緩急あらば舉國一致奉公の實を擧げるのが、古來我が國の美風であつて、光輝ある國體の精華もまた實にこゝにあるのである。我等はこの祖先よりうけ繼いだ美徳を益磨き上げ立派なものとして子孫後世に傳へなければならぬ。

一九 現代文化の大勢

（多一九三三頁三〇）

文化は人類社會の精神的財産である。即ち物質的財産が自然の物質に人力を加へて製作したものであると同じく、文化とは人類がその理想に従つて「自然」に手を加へ、これを變更してつくり出した社會價値である。例へば科學・哲學・藝術・道德・宗教などは、文化の一つの現れである。

かくの如く、文化は人類共通の價値であるが、人類だけでは文化は出來ない。勿論文化をつくる力は人類がもつて居るのであるが、その資源を供給するのは、自然である。或人は「文化の進歩は人類が自然を征服したる程度を示すものである」ともいつた。この言葉のやうに果して人類に、自然を征服することが出来るかどうか、その點は疑はしいとしても、少なくとも、文化が人類と自然との

協同になるものであるといふことは、歴史の事實がこれを證明して居る。随つて、自然の状態が違へば、文化の性質も自ら違つた色彩を帯びざるを得ない。世界の各國に、殊に東洋と西洋との間に、甚だ趣きを異にした特色ある文化の生れた因縁は、こゝに存するのである。

であるから一口に現代文化の大勢といつても、各國それぞれ特色がある。小異をすてゝ大同をとるとしても、少なくとも東洋の文化と西洋の文化とは二つに分けて觀察しなければならぬ。ここには日本文化の特質を解剖して、東西文化融合の上についての我が國の地位を考へることだけに止めておく。

日本文化の特色は、その偉大なる包攝性にある。古來その特色

は、強ひて言へば現實的であり、實行的であつて、例へば文學にしても、美術にしても、沈痛なる懷疑や深刻なる否定に耽るよりも現實を肯定し現世を謳歌するものが多く、宗教に於ても後生を祈るよりも今世の完成を願ふ傾向であつたが、一度び支那印度の文化に接するや、その偉大なる包攝性によつて、忽ちこれを日本的に同化し、こゝに渾然たる東洋文化を完成したのである。

支那の文化も初はごく實際的であつたやうであるが、次第に道徳的原理の論究に耽るに至つて、その中心勢力たる儒教の如きも、その學理は周到緻密であるけれども、やゝもすれば空理空論に走るやうな傾を生じた。

印度の文化は、その佛教によつても知ることが出来るやうに、佛

教は、深遠にして超越的なる哲理を根本とし、そこに宗教的な深みをもつて居るのであるが、どうも現世を離れ、實際的でない。これが出世間的だとか厭世的だとかといはれる所以である。

かくの如く異色ある文化が現實的にして實行的なる日本文化に同化するに及んで、東洋文化はこゝに燦たる光を放つに至つた。支那儒教も印度の佛教も、日本的に同化して、却つて本來の光彩を放射するに至つたのみならず、日本文化も、これによつてその短をすて長をとりたる結果、いよゝ完成の域に達し、つひに我國は、東洋文化の大宗たる地位に立つこととなつたのである。しかもこれ等の東洋文化に一貫した特色は、それが著しく精神的内容に富んで居る點である。

この東洋の精神的文化に對して、西洋の文化の特色は、概して物質的であるといふことができる。もとより西洋の文化にしても、全然精神的方面に缺けて居るといふわけではないが、その精神的文化たるや、いかにしても物質臭を脱することは出来ない。また西洋文化の誇りうるところは、その物質的文化にあるであらう。特に現代の西洋文明は、汽車、汽船、電信、電話、さては飛行機、飛行船など何から何まで、物質的である。これは從來の東洋文化が、夢にも知らざりし方面である。

併しながら、眞の文化は物質的ばかりであつてもならないし、また精神的だけでもいけない。この兩方面を具へて、しかもよく調和して居るところ即ち物神一如の域に到達して始めて眞の文化

が生れるものであり、人類の眞の幸福が全うされるものである。恰もよし明治維新以來、東洋文化の王國たる我が國に盛んに西洋文化が輸入され、こゝに東西文化の融合といふ作用が我が國のうちに行はれるやうになつた。これぞ天が我が國民に與へた大使命である。殊に太平洋といふ世界通商の要衝に當る我が國には、將來益、東西文化が集注するに相違ない。東洋の精神文化と西洋の物質文化とを融合し統一するのは、固より至難中の至難の業であるが、至難なればこそ重大な使命なのである。我等はよく國體の精華を辨へて、固陋の排外的妄執を去り、また奇激なる拜外的態度を制し、採るべきを採り、捨つべきを捨て、曾つて我等の祖先が印度・支那の文化をよく消化し同化したる如くに西洋文化を消化し

て、こゝに物神一如の眞の文化を創生しなければならぬ。國家の榮譽民族の面目何ぞこれに過ぎん。實に人類救世の大使命である。

二〇 都會と地方

（成一三、四六、五八、〇）

近世社會進歩の特徴の一は、實に商工業の勃興といふことである。或る人は、經濟の發達に三期を畫し、第一期は狩獵時代、第二期は農業時代、第三期は商工時代であるといつて居る。勿論これは大體の傾向を示したものであるが、經濟の進歩と共に、商工業が次第に發達して來たのは争はれぬ事實で、この商工業の發達は同時に幾多大小都市の發展を促した。これは獨り我が國のみでなく、

世界を通じての大勢である。

元來都市のうちにも、城下町、御府内などと唱へる、軍事都市や政治都市も多かつたが、現代都市の特色は、その多くが商工業の中心であることである。商工業の繁榮するところ、そこに多數の人口を集め、随つて役所、學校、銀行、病院、公園等の設備を始め、萬般の文明的施設が起り、交通機關も發達し、生活上の利便と享樂とに富むのである。これ都市がやゝもすれば地方人羨望の的となり勝ちな所以である。併しこれはたゞ都市の光明の一面を見ただけで、その反面には怖るべき暗黒な方面があることを忘れてはならぬ。人口が多い上に各種の工場等が密設されて居るので、それ等から出づる煤煙は空を覆ひ、空氣は著しく不潔になつて居る。加ふる

に朝から晩まで、色々の強烈な刺戟があつて、人の神経をいらだたせ、心の休まるときとは、極めて少ないといふ状態である。故に都市に適當の衛生設備を設け、且つ市民各自がその健康維持に努力するにあらざれば、都市生活は結局、失敗に終らざるを得ない。「都市は農民の共同墓地である」と稱せられたのはこの故であつて、一寸顔色を見たゞけでも、蒼白いやうな色つやで弱々しい感じを起させる人々に出會ふのは、都市生活の劣敗者である。かやうに健康状態が悪い上に都會の人口は移動することが多いので、隣人同士の交際もおのづから人情が輕薄になり易く、或る人が「都會は沙漠のやうだ」と嘆かねばならぬほど、温い人情に缺けた落莫たる生活に陥る虞がある。やゝもすれば都會に残酷な犯罪が行はれ

るのはこの故であつて、近時都市計畫の發達や、市民道德の普及などは、人力をもつて自然的缺陷に打ち勝たうとする勇ましい努力なのである。

これに反して、地方は、人家も少なく、随つて人口の密度も小である上に、おのづから空氣も清く、自然の美はしい運動場が備はつて居るから人々の健康は善くならざるを得ない。その上天然・自然の景色は朝に夕に地方人の心を慰め、朝霜を踏んで立ち出で夕月を戴いて家路につく勞働が却つて人々の慰めとなり娛樂となるのである。かくして、おのづから人情は醇厚で、隣保の相互扶助の念のこまやかなことは都會地に見るべからざる美風である。ただその生活がやゝもすれば單調に陥り、文明の恩惠を受くる機會

の少ないことなどが、地方生活の缺點であるから、我等は出来る限り交通機關とか學校や圖書館などの完成に努力し衣食住を始め一般生活に物資の豊富を計り、その缺を補はなければならぬ。

かく都會と地方とは一長一短があり、いづれが優、いづれが劣と、一概に決めることはできない。この兩方の長所を採つて一にしようといふ考へに、いはゆる「田園都市」の運動などがあり、これも甚だ結構な計畫であるが、進んで國家的見地から觀ると、都會と地方とは、それ〴〵重大な社會的使命の存することを知るのである。即ち都會には主として商工業が榮え、地方には多く農業が行はれるといふのが原則であつて、この點に於て都會と地方とは我等の文明生活に必要な缺くべからざる農工商の分業を營んで居る

のである。これ等が共に榮え、有無相通じ、相互に扶助し合つて始めて我等の生活は安定となり、國家社會は繁榮するのである。

この道理を忘れて、猥りに都會をあこがれて地方を飛び出したリ、または地方人を目して「田舎者」と卑しんだりすることがあつたら、それは大きな誤りである。我等は都會と地方とはいづれを偏重してもならぬ。都會民も地方民も、ともに自己の長短を自覺してその分に應じてその生活の向上完成に努力し、進んでは都會と地方との協同と相互扶助とを、心掛けねばならないのである。

二一 國民道德

(第一八五頁至第一八七頁)

國民道德とは、我が國民が實踐躬行すべき道德をいふ。すべて

道德は、社會生活の圓滿とその幸福との大本をなすものであるから、國民道德の興廢は、直ちに國民生活の幸不幸に關するものである。しかるに、この國民道德の對象となす國民生活そのものは、人種・人口・自然・歴史・諸制度及び外國との交渉など、種々の條件の相違に従ひ言語・風俗・習慣は固より、政治・經濟・法律・文學・美術など、みな特別の發達をとげ國民生活の内容が各、獨特の性質をもつやうになる。そして、國民道德とは、各自この獨特の國民生活を本として、うち立てられた道德であるから、各國にはそれぞれ獨特の國民道德があるわけである。

固より國によつていかに國民道德に特色があるとはいへ、それが人の道たる點においては同じであるから、その根本精神に異同

がある筈はない。即ち何國の國民道德も、その人道的精神に於ては同じなのである。たゞこの根本精神を實行に移すに當つては、各、其獨得の國民生活に適當せしめなければならぬ故、その實踐法則に差異を生ずる。要言すれば、各國の國民道德は、抽象的なので、根本精神に於ては少しも變らないが、具體的な實踐法則として、それゝ特色を有するのである。

さて我が國の國民道德の特徴は、いふまでもなく、忠孝一致といふことにある。これは我が國、國民生活の根本たる國體に基づくもので、實に我が國獨得の美風である。皇室を中心とする全國家一家族といふ信念は、忠孝一致の基となるもので、國民の親愛も奉仕も相互扶助も至誠躬行も、みなこの源から發する道德である。

これに加ふるに、わが國は古來「こ」とあげせぬ國」と唱へられ、言葉でいふよりもまづ實行する國」として、この忠孝一致の道德も、單なる理屈でなしに、實際に行はれて來た。それが最もよく我が國民道德の特徴を現して居ると考へる。

この我が國民道德を最も明快に示して居るのは、明治天皇の下し給うた教育勅語であつて、これ實に我が國の眞の精神と眞の理想とを中外に宣揚されたものといはねばならぬ。我等の祖先が、佛教とか儒教とか、全く異種の文化を採り入れて、しかもよくこれを消化し且つ同化し得たのはこの確固不拔の國體に基く國民道德が儼存してゐた故である。若しも我等にして、教育勅語に示させ給うた御教へを奉體しこの美はしき祖宗傳來の國民道德に則

るならば、いかなる新思想がこれから新らしく流れこむとも、すべて誤らず消化・利用され、我が國民道德の光を、更に輝かすに違ひない。最も大切なことは、この國民道德の確保である。

二二 社會奉仕

（成一三、成四〇）

大正十二年九月一日の大震災に、最もひどい打撃をうけたのは、東京横濱の市民であつた。家は倒されそして焼かれ、眼の前にいと子の死に行くを助ける術さへなく、一瞬間後の自分の運命も、わからずに、この世ながらの地獄の責苦にあつて、殆んど失心の状態に陥つたのであつた。しかるにこの悲報に接するや、全國の人々は期せずして一齊に起つて損得利害を超越し、進んで罹災者

の救済に盡力した。中にも在郷軍人や青年團・少年團などは、その中心となつて、遙々罹災地に赴いて罹災民と苦痛を共にしつゝ、救護の事に従つたのである。幾日も湯水さへ吞まれなかつた人々がこの同情と努力とに對して、どれほど感謝したかは、とても筆や口で現すことは出来ない。そして救護する人もせられる人も何といふことなしに、崇嚴な靈感にうたれて、相互に嬉し涙に頬をぬらして居るのであつた。この美しい人情と尊い努力、これが本當の社會奉仕なのである。大震災火災に際して色々の美德・善行が現れたのは、天道いまだ地に墮ちざる證據である。誠の社會奉仕とはかくの如く無償で犠牲的に自分から進んで社會の爲に力を盡すことをいふのである。

人は生れ落ちるから社會の中に生活し、死ぬまで社會の恩を離れることは出来ない。社會を離れて人生といふことは考へられない。それほど個人が社會から受ける恩恵は大きく、社會が個人から受ける影響は著しいのである。しかも社會に於ける個人と個人の關係は、決して個々の機械的對立ではなくして、全く一つの生命によつて結ばれた有機的結合である。體の中の諸器官が、それ一つでは何の役にも立たないのに、一たび全體として結合され、すべてが協同的に働き出すと、はじめて器官の本分を盡す事が出来るのと同じく、社會の中の人々は、人の爲、又社會の爲に相互に奉仕し合つて、始めて共に立つて行く事が出来るのである。故にこの社會奉仕の精神は我等人類の望ましい美風といふばかりでな

く、實に社會人類の神聖なる義務であるといはねばならない。大震災火災の如き非常時に處した非常な精神活動はこれを日常に求め難きはいふまでもないが、これと同じ精神は何時如何なる場合にも必要である。然るに現在この精神は果して我が國民の間に行き互つて居るか。古來我が國民は、一旦緩急ある場合、義勇公に奉ずる精神に於て、決して諸外國民に遜色はない。併し平時に於ける奉公心は果してこれに劣らぬものがあるだらうか。家の爲、國の爲に盡す心は中々強いが、その外の色々な團體、例へば組合とか學校とか學問上の會とかいふやうな社會の爲に盡す精神は、比較的に薄いのではあるまいか。一旦緩急ある場合に義勇公に奉ずる大精神や、國や家の爲に盡す誠心も平時、國や家以外の社

會に對して、常に奉仕する精神も共に同じ精神の發露であるから、その間に甲乙があつてはならぬ。この點に就いて我等は平常時の修養努力につとめ我が國民の缺點を詳かに承知して、かの大震災火災のときに奮ひ起した精神を忘れず、よく日常生活に於ける社會奉仕を心掛けなくてはならぬ。

社會に奉仕すべき事項は數限りなくあるが、我等はまづ自分の身に近いところから始めるがよい。我が家の爲に力をつくして勤儉力行の家風を振ひ起すこと、隣近所の爲に立ち働いて相互扶助の美風を高めること、友人間の交際に於て出来る限り相互に努力し合ふこと、我が市町村の自治制を立派に仕上げるやうに盡力することなどは、今日からでもすぐ出来る社會奉仕である。更に

卑近の例を挙げれば、道路の破損を修繕すること、腐敗物などを路傍に捨てないこと、硝子の破片のやうな危険なものを片附けることなど、一つとして社會奉仕でないものはない。日頃からこの精神であらば、やがて社會に立つて活動する場合には、更に大きな範圍に互つて、更に大きな社會奉仕をすることが出来る。慈善事業、救濟事業も社會奉仕であれば、殖産興業、衛生、矯風に力を注ぐもまた社會奉仕である。社會奉仕の尊いのは、その事の大小ではなくして、實にその誠心である。

教育勅語には「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられて、社會奉仕の大切なことをお教へになつて居る。更に今上陛下は、國民精神作興に關する詔書に於て「一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ

竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」と仰せられて、社會奉仕をお望みになつて居られる。我等は、是非共、この大御心に副ひ奉るやうに努力、修養するところがなければならぬのである。

二三 國民の健康

（續前頁）

「能率の増進」といふ語が近頃流行して居るが、これは決して一時の流行語として終らしむべきものではない。我等の須臾も忘れてはならぬ大切なことである。併し能率を増進させるには、どうしたらよいか。これには色々の考へがあるが、その根本は何といつても國民一般の健康増進といふことである。

個人にしても、體の具合の悪いときには、どうしても仕事がかどらない、氣ばかり張つてゐても思ふやうに手足が動かない。更に健康が衰へて來ると、その張合ひが抜けてしまつて、終には世の中をはかなむやうな始末になる。國家にしてもその通りで、弱い人が多くなつたら、知らない中に國民の元氣は衰へて、立派な國家として世界の進歩に貢献する事が出來ないばかりでなく、國家そのものの存立さへ危くなつてしまふのである。これを以ても、能率増進の根本は健康増進であるといふ事がわかる。近頃歐米などで盛んに研究されて居る「優生學」といふ學問は、この國民の健康を増進することを主なる目的として居るのである。かやうな學問が起るほどに、諸外國では國民の健康に注意して居る次第である。

る。

我が國に於ては上、皇室を始め奉り、歴代の内閣や識者といはれる人々などが、國民の健康に就いては、随分苦心經營するところがあり、また、現在に於ても努力して居るのであるが、遺憾ながら、まだ十分な成績が擧つてゐない。その證據は、國民の死亡率で、我が國は世界文明國中最も死亡率の高い國の一つであり、殊に幼兒の死亡率に於て然りである。これは何といつても、國民一般に衛生保健の思想が發達しないといふことに、その原因があるだらうと思はれる。我等壯年の猛省すべきところである。

一體健康とは、たゞ無病であるといふだけではなく、常に強健にして有用な體を指していふのである。國民の健康増進に就ては

固より國家全體としても、社會衛生を重んじ、傳染病に對する防備、不潔な家屋地域の除去、公衆診療所の設備、飲食物を販賣するもの取締など色々と努力しなければならぬが、結局は國民の心掛一つで、國民各自が進んで健康を増進しようとする努力なかつたならば、到底善い結果は得られない。勿論誰も病身にならうと志すものもあるまいが、衛生上の知識と努力の足りない爲に、知らず識らず不健康になつてしまふものであるから、我等は國家社會に對する重責を思つて、これが修養に努めなければならぬ。

青年時代は心身共に著しい發達を遂げる時期で、體の組織もこの時代に一生の基礎が出来上るのであるから、特に衛生に注意することが必要である。體力も元氣も盛んで食慾も著しく、また色

慾も強く働く。これを自然に放任しておく、とりかへしのつかないことになる。世の中で「持病」とよくいふが、これは大抵青年時代の不攝生に基づくものである。故にまづ攝生が第一である。そして他方に於ては體を十分鍛鍊する爲に自分に適した運動、競技、體操などするとか、冷水浴、冷水摩擦をやるとか、各自に健康増進の心掛けが必要である。

かやうに各個人が揃つて健康に注意することが、結局國民の健康の増進である。我が國民は古來清潔を尙んじて來た、これは確かに美風である。併しこれと共に衛生上非難すべき種々の迷信もかなり多い。我等は美風をして益、美しく發達せしめると共に、忌むべき迷信は早く除き去るやうに努めたいものである。

二四 會社・銀行

（第六八、六八〇、六八三）

經濟學上企業とは、經濟的利益を目的とする生産單位の組織である。この企業には、大きいのも小さいのもあり、また個人であるのも共同してするものもあるが、これ等の中、數人共同である企業を共同企業といひ、近頃頗る重んぜられるやうになつた。それは個人企業よりも多額の資本を得て、その規模を大きくすることが出來、また多方面の才能・技倆を集め得るといふ利益があるからである。會社は企業同盟や産業組合などと共に、共同企業の一つの形式である。

我が國の商法に於ては、會社には四つの種類が認められて居る。

合名會社・合資會社株式會社及び株式合資會社がこれである。

合名會社は會社の債務について無限に責任をもつところの社員、即ち無限責任社員だけによつて組織されたもので、相互によく知り合つて居る人々が徳義によつて事業をなすに適して居る。性質上個人企業とあまり違はないから、大資本を集めることは出來ないが、極めて確實である。

合資會社は、無限責任社員と、出資金額だけしか責任を負はない社員、即ち有限責任社員とで組織するもので、企業の力量はあるけれども、資本のないものが、資本はもつて居るが、一人で企業をするだけの才能のないものと合同して事業をなすに適して居る。

株式會社は資本を同じ金額の定まつた數の株式に分け、これを

もつて居るもの、即ち株主が合同して組織するもので、近世大企業
の發達は、株式會社に負ふところが多い。これは資本を比較的小
額の株式に分ける結果、廣く資金を募集することが出来るので、大
きな資本企業組織が出来ると同時に、單獨では企業し得ないやう
な小資本主も、これに参加せしめ得る利益がある。

株式合資會社は、無限責任社員と株主とで組織するもので、合資
會社と株式會社とを折衷した組織であるから、中々複雑である。
これは資本がなくて事業の力量のあるものが資本を得る方法と
して利用される。

會社について有力な經濟機關は銀行である。銀行とは要する
に信用取引の媒介機關であるが、現代は信用經濟の時代であると

いはれる位、信用取引が經濟流通の本則となつて居るので、銀行の
經濟的地位はなかく、重大である。銀行のある爲に、經濟界一般
が受ける利益は、一、無益にしまつておかるべき資金が活用される
こと、二、安全な貯金が出来ること、三、一般に金錢の受拂ひが簡便に
行はれること、四、送金に便利であること、五、生産業者が資金融通の
道を得ることなどである。

銀行には普通銀行と特殊銀行との二種類がある。普通銀行は、
主として商業上の信用取引の媒介を目的とするもので、商業銀行
ともいはれる。その取扱ふ仕事は、手形割引・預金・貸附爲替である。
この中、手形割引とは、爲替手形などの受取人が定められた日より
前に金錢を必要とする場合に、その手形の權利を銀行に譲り渡し、

そのときから期日に至るまでの利子を差引いた金額を受取るのをいふのである。特殊銀行は特別の目的の爲に設けられ、特殊の法律で、或は保護され、或は制限を受ける銀行で、例へば日本銀行・日本興業銀行・日本勸業銀行・農工銀行のやうなものである。

二五 交通

（第六五）

經濟學は普通、經濟を生産・交易・分配・消費の四つに分けて説いて居る。生産とは、財貨に人力を加へてそのものゝ效用を發生増加せしむる行爲で、産業組合や會社などは主として生産を行ふ機關である。交易とは人々が互に財貨の有無を通じ合ふとをいひ、銀行は主にその仲介機關として利用される。分配とは、企業によつ

て生産された財貨またはその價格が、その生産にあづかつた地主とか労働者とか資本主または企業家などの間に分たれることをいひ、いはゆる社會問題はこの分配問題から起ることが多い。消費とは、人が自分の慾望を達する爲に、財貨の效用の一部または全部を消滅せしむることをいふのである。

交通は、これ等の中、交易に含まれるもので、互に音信を通じたり、人や財貨などを一つの場所から他の場所に移轉したりすることはいふのである。交通機關とはこの爲に設けた機關のことであつて、これには、郵便・電信・電話などのやうな通信機關と、道路・河川・汽車・汽船・飛行機・飛行船・電車などのやうな運輸機關とがある。

交通機關は文明進歩の尺度なりといはれて居る位、交通機關の

發達は、現代經濟に貢獻するところが多いのであるが、その利益の主なものを舉げて見ると、一、勞力や資本の移轉を容易にして、生産を盛んにすること、二、生産された財貨の輸送を敏速且つ圓滑にして、交易の效用を大ならしめること、三、國內及び國際間の物價を平均して、自然に安くさせることなどである。

交通機關が、公益に關係することは、以上のやうに重大である。故にこの經營を私人に任せておいては、公益上支障を生ずる場合が多いといふので、近頃これを國家または地方自治團體の公有公營にしようとする傾向になつて來た。我が國に於ても、道路や河川などは早くから公有であつたが、鐵道、飛行機、飛行船なども近來は殆んど公有を原則とするに至つた。飛行機、飛行船は、汽船の航

路の如く各國が國際間の航路を定むるに競争する勢である。交通機關の公有は、また國家或は地方自治團體の收入増加の方法としても考へられるが、これは決して主なる目的であつてはならぬ。交通機關が公共事業たる性質から考へて、營利よりもむしろ公共の利便を本旨として、その普及發達をはかるやうにすべきものである。

二六 實業と青年

（第一八、二六、三三、四一、四八、五〇、六〇）

封建時代には、士農工商と唱へて、武士が社會の最上級に位し、農民は國の本としてこれに次ぎ工商は最下級の地位を與へられたに過ぎなかつた。然るに明治維新以來諸外國との通商・貿易や近

代的工業が盛んとなるにつれて、工商の眞價も漸く認められ、現代は商工業時代であると稱せられる程、重要視さるゝに至つたのである。併し、農業が重要な産業の一であることは、決して昔と變るところがないので、たゞ封建時代のやうに、産業が階級別によつて、貴賤を附せらるゝことがないまでである。

こゝに實業といふは、勿論農業、商業、工業の一切を包括した意味である。これ等の實業が、個人の立場からいつても、市町村の繁榮から考へても、國家の財政から論じて、如何に必要であるかは改めていふまでもなく、明らかな事實である。個人が、一家を支へ一身の修養をするに當つて、まづ必要なのは經濟上の自立であるが、この自立は各自が實業に精勵することによつて得られるもので

はなからうか。市町村の經營例へば、學校の建設、道路の修繕、衛生設備の完成などを計るについても、實業が衰微してゐてはこれを實現することが出来ない。更にまた、國家がその獨立を確保して、きばきとその目的を遂行するについても、その基礎として實業の繁榮が必要である。固より世の中は、物質だけで成り立ち得るものではないから、これだけを偏重することはよろしくないが、少なくとも、學問、藝術、宗教など、同様に實業が重んぜらるべきものであるは、論をまたないところである。随つて實業の自治と實業道徳とを尊重することを忘れてはならぬ。

世には年とつてからでなくては、大事業は行はれないものゝやうに思ふものもあるが、偉人傑士といはれるやうな人も年齢に變

りはない。よく歴史を調べて見るとそれがわかる。日本武尊は十六歳の御時に熊襲を征伐あそばされた。和氣清麿が神勅を還奏して道鏡の度膽ヒゲをぬいたのは三十八歳のときである。源爲朝は十八歳で保元の亂に殊勳を現はし、イギリスのピットは二十四歳で總理大臣になつた。その外に、かやうな例はいくらかもある。大事業を成すに最も適して居るのは青年時代であり、好機會の最も多く訪づれるのもまた青年時代である。青年時代にすら奮起勵精する勇氣のないものが、どうして老後大事業を成し得よう。我等は實業の眞價を知り、それが青年の活動に最も適して居ることを理解した。心身に充ち満てる全精力を傾けて實業に勵精しようではないか。自立自營、己が額に汗して、國富を創造するこ

の實業こそ、如何にも我等にふさはしい仕事ではないか。併し砂の上には家は建てられない。事を行ふには準備がいる。我等が實業に従事するに就いての準備は、第一に、身體を強健にすることである。第二には、自分として出来るだけの學問技能を練ることである。最後に最も必要なのは實業に特に必要な次の諸徳を身につけることである。その一は、自己の事業の成功に強い信念をもつことである。強い信念はおのづから奮勵・努力の源となる。その二は、他に心を逸ヒらさず一つの事業に専心になることである。専心は、仕事の進みをよくするだけでなく、改善・發明の本となる。その三は、勇氣・忍耐の二徳である。勇氣は進取となり、忍耐は持久となる。その四は、勤儉である。勤勞は効果を生み、儉素は我が身

を保つ。これ等の修養に優れて居るものが、よく慎重によく順序方法を顧みて進んだならば、成功は求めなくてもおのづからその手中に来るのである。

二七 世界大戦後の世界

（青六五版三〇版七三、版七三）

世界大戦は大正三年八月に始まり、大正七年十一月に終つた。年を経、月を閲すること實に四年三ヶ月ヨーロッパを中心として殆んど全世界をその舞臺とし、交戦國の戦死者は合せて七百餘萬人、財を費すことは、四千億圓に及ぶといふ人類史上未曾有の大事件であつた。随つて今日世界の形勢は、この大戦を境として、戦前とは著しく違つた形勢を示しつゝあるのである。我が國運を双

肩に擔へる我等は、是非共この大勢の變化に就いて見識を養つておかねばならない。

一、戦前の世界は、未だ侵略主義的傾向を脱してゐなかつた。殊にドイツ人のうちには、自國のみが世界の選ばれた國であるから、自國の文化と勢力を世界に廣める爲には、手段はいつでもかまはない、「力即ち正義である。」といふやうな考をもつものがあつた。これはひとりドイツだけではなく、世界的な傾向であつたといつてもよい位で、これが戦争を驚くほど大きくしてしまつた主な原因であると思られるのである。然るに大戦後には、かゝる思想の誤りであることをつくづく悟り、武力だけではいけない、人類はどこまでも正義人道を重んじなければならぬといふ思想が勝

利を占めて、各國共に、自國を重んずると共に他國を尊び獨立平等の立場に於て相互に扶助し、世界の文化と平和の爲に互に責任をもたねばならぬといふ氣運が著しくなつて來た。小弱國の獨立を認めるやうになつたのも、國際聯盟の成立したのも、軍備制限の議がまとまつたのも皆この精神の現れである。

二、次に著しいのは、各國共に、國力の能率増進に關する研究、努力の風が盛んになつた事である。資源にしても、勞力にしても、これを最大限度に効用を發揮せしむることは、文明の進歩に伴ふ自然の現象であるが、大戰を機會として更に戦後の復興期にあたり、一層この方面に進境を見たといふことは、注目に値することであり、我等のよく記憶しなければならぬ點である。

三、交戦各國が、大戰によつて受けた損害を如何にして恢復しようかといふことは、實に戦後の大問題である。その結果として一つは、學問、教育の奨励となり、他は商工業の振興、國富の増進となつた。戦後歐米の各國が學問の研究に如何に熱心であるか、教育制度の改善、その方法の革新等國民教育の爲に如何に努力して居るかは、實に眼覺ましいものである。これに就いても我等は大いに列國に學ぶところがなければならぬが、殊に我等の、大勇猛心を鼓舞して不退轉の勢で進まなければならぬのは、平和の中に行はれつゝある經濟的競争である。今や世界の視聽は、我が東洋、殊にアジア大陸に注がれて居る。もし我國にしてこの大勢に晏如たるならば、それこそ國家死活の大問題となるであらう。我等

これと同じに、國家にもまた國性があり、他の國家と取り換へ得ない使命がある。そしてこの使命を自覺したときに、國民の活動の方向は定まり、不屈不撓、どこまでも突き進んで行く努力の泉が湧くのである。然らば帝國の使命は何であるか。

試に地圖を開いて東洋の天地を見よ。地域何千里、人口幾億の廣漠たる一大洲を擁し、世界列強と對立して、東洋平和維持の重責を有するものは、實に我が大日本帝國である。隣邦支那は、沃野千里、無盡藏の富源を擁するも、年久しき内亂のため、その興廢は東洋全體の安危にさへ關する状態である。この間に處して我が國は、隣邦の情誼を重んじあらゆる同情と努力とを以て、共存共榮、相共に高い文化の理想に進むやうに心掛けなければならぬ。實に

東洋諸民族の先導者として奮勵することが帝國の使命の第一である。

更に大きな使命は、世界文化の融合統一といふことである。これは、既に學んだやうに、地理上、歴史上、東洋文化と西洋文化との朝宗する地位にある我が國の當然の使命である。そして東西文化の融合は即ち人類文化の完成であつて、たゞに我が國の榮譽幸福であるばかりでなく、世界人類永遠の幸福に貢獻する所以の道なのである。これ帝國の使命の第二である。

これ等二つの大使命は、現代日本の負へる重責であつて、何れの國とも換へることの出来ないところである。我等は勇躍して、この重大なる使命の達成に努力しなければならぬ。もしそれが

出来ないならば、我が國存立の意義は、失はれてしまふであらう。併し大使命は大覺悟を伴つて始めて達成される。我等は努力、精進、如何なる困難に逢つても必ずこれに打ち勝つだけの心身の力を養はねばならぬ。殊に必要なのは、勇氣と忍耐との二徳であつて、しかも事に當つて正義の精神と公事に殉ずるの念を忘れないならば、困難ながら光榮あるこの大使命は、必ず達成されるに違ひないのである。

二九 國民の理想

（一）

人は理想なしに生活することは出来ない。一つ一つの小さな行爲のうちにさへその理想は現れて、つもりつもつて、その人の一

一生の歴史をなす。故に人の理想は、その人の歴史によつて知られる。そして人の歴史のうち、に現はれた理想は、同時にその人の將來を決定するのである。

これは國家にしても、同様である。國家の歴史は、過去の理想を現はすと共に、將來の運命を定むるに大きな力となつて働く。随つて、我が國民の理想と將來の進路とは、我が國の歴史によつてこれを知らることが出来るのである。我が國の歴史三千年を通じ、脈々として不斷に流れて居る大精神こそ、我が國民の理想にして同時に帝國の將來を最もよく示すものである。

一、我が國民は、常に大皇國の建設を以て理想として來た。この國民的理想は、天祖の神勅以來、我が國の歴史の如何なる部分の

うちにも、これを窺ふことが出来る。上、皇室を始め奉り、我等の祖先は、古往今來、一日としてこの大理想の實現に努めないときとはなかつたのである。

二、我が國民は、無限の發展を理想として來た。天壤と與に無窮に榮え行く皇運の扶翼は、やがて我が國家の無限の發展であらねばならぬ。この理想は第一の理想の當然の歸結である。

太古大穴牟遲命と少名毘古那命との間に左の如き會話が取り換されて居るのはその一證である。大穴牟遲命われらの造れる國、善く成れりと謂はんか。」少名毘古那命成れる所もあり、成らざる所もあり。」少名毘古那命の言葉は國民生活の内部に無限の緊張力、生々發展力のある事を認めためたもので、永遠の努力に依つて理

想に近づかんとする民族的生命慾の眞髓を語つて居るものである。この點に於てまた日本民族の潑刺たる意氣の由て來る處を知らねばならぬ。

三、我が國民は、一切不異統一、同化を理想として來た。佛教の同化、儒教の同化、近くは西洋文明の同化などは最も雄辯にこの事實を物語つて居る。

四、我が國民は、正義、人道の實現を理想として來た。これは歴代の天皇の御治績と、我が國武士道の發達とによつて知ることが出来るのみならず、現在我等の精神を動かす強い力となつて居るのである。

以上掲げたところの、大皇國の建設、無限の發展、一切の統一・同化

正義人道の實現の四つは、我が國民の四大理想にして、これを普ねく天下に宣揚し、これを中外に施して、何の疚とがしいところもない實に公明正大なる大理想である。かゝる大理想によつて導かるゝは、獨り我等の幸福であるばかりでなく、寔に世界人類に貢献すべき、偉大なる祝福が我等に恵まれて居る所以なのである。

三〇 帝國青年の本領

（一九一一年一月二十八日一〇時）

我等はすでに、我が帝國の使命が、東洋民族の先導者として平和と文化のために盡すべきこと、及び東西兩洋の文化を融合統一して、完全な新文化を建設することにあるを知り、また我が國民の理想が大皇國の建設、無限の發展、一切の統一・同化・正義・人道の實現の

四つにあることを學んだ。これを知り、これを思ふとき、我等は前途の洋々として大海の如く、望多くまた幸大なるを喜ぶのである。然り、我等はこの光榮ある使命・理想を歡喜して受ける。それと同時にこの大使命と、この大理想を體現してこれが實現の爲に、不退轉の努力をなすといふ大覺悟がなければならぬ。

これに就いて最も大切なことは、理想に殉ずる決心、使命に斃れる意氣である。古來の英雄・豪傑を見よ。ソークラテスは信念の爲には、笑ふて毒杯を仰いだではないか。和氣清磨は如何、楠正成は如何、これ等大丈夫、大忠臣は、帝國の理想の爲に、泰然自若として大難に赴いたではないか。「死を見ること歸するが如し」とは、實にかやうな心境をいふのである。我等壯年にして、かくの如き心境

に立ちて、帝國の使命理想の爲に力限り根限り働くならば、そこに始めて、帝國青年の本領・面目は發揮されるに至るであらう。

かやうな大精神は、決して利害の打算から生ずるものではない。物質の利害は人の生存の爲、必要ではあるが、併しこれが最後のものではない。利害の打算によつて起された行動は、その利害關係の消え失せると共に必ず滅びる。理想に殉じ、使命に斃れる意氣は、たゞ理想使命そのものを目的とせねばならぬ。そしてそれが最大の善行である。我等がこの最大の善行に向つて突き進むとき、我等の生命は無限の力を得、我が國光は無窮に輝く。

かくすればかくなるものと知りながら

やむにやまれぬやまとだましひ

と詠んだ吉田松陰の心境は、實によくこの消息を示して居るではないか。一口にいへば理想・使命の爲に、何等の條件を顧みず、猛然として起ち、敢然として進むといふこと、たゞこれだけである。

この最大の善行は、地位・身分・職業の如何にかゝはらず、何人にも行ひ得るところであつて、本當にやりぬく意志さへあれば必ず出来ることなのである。また何事を爲すにもこの意氣が必要である。徒らに大を望み高きを期するのみが、理想と使命を達する道ではない。富士の頂上を極めようとするには、一歩々々麓から踏みしめて行かねばならぬ。これと同じ道理で、我等の本領・面目を發揮するにも、まづその始をつゝし、手近のことから着實に成し遂げて行くことが大切である。農業に従事するものは、種子を播

くこと、商業に従ふものは收支を計ること、これが最初の本務である。聲を大にして市に叫ぶばかりでは、最善の實行は覺束ない。かやうに、一方には高く理想の光を仰ぎつゝ、他方には、低く手近の仕事に勵精するところに、一步は一步と大使命は果たされて行くのである。

三一 國民精神作興に關する詔書

（第五五、五八頁）

國民精神作興に關する詔書は、これを三段に分けて拜察するのが、最もよく聖旨を會得し奉ることが出来るやうに思はれる。

第一段は、「朕惟フニ」から「憂悚交至レリ」まで、この一段においては、第一に國家興隆の本は、國民精神の強くすこやかなるにあると

いふことを御示しになり、明治天皇がこゝに深く大御心をお留めになつて、教育勅語や戊申詔書を御下しになつたこと、それ以來國家が大いに隆んになり、今上陛下もまた御父明治天皇の御遺業を御うけつぎになつて、日夜御精勵遊ばされて居られたときに當つて、大正十二年九月一日の大震火災が起り、非常に聖慮を惱ませ給ふことなどを仰せられたので、申さば、本詔書の趣旨大綱であると拜察するのである。

第二段は、「輒近學術益開ケ」から「是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ」まで、この一段に於ては、近來學術は益開け人智は日に日に進んで來たが、これに伴つて、たゞ浮か浮かと表面ばかりを飾つたり、我儘勝手な行ひに流れるなどの弊習が漸く萌し、また輕はずみ

や人並みはづれた言行をする風なども起つて來たと仰せあつて、我が國現代の弊風を御指摘になり、なほ大震火災の損害の莫大なるを御心配になつて、さてこの時弊を改めるのは、實に今日を置いて外にないと仰せられたのである。

第三段は「振作更張ノ道ハ他ナシ」から「爾臣民其レ之ヲ勉メヨ」まで、この一段は恐れ多くも、振作更張の方法を一々こと細かに御教へになつて居られるのである。實に至れり盡せりの御懇篤なる御聖諭であつて、我等國民にして、もしよくこれを實行するならば國力の恢復はいふまでもなく、舊に倍する國勢を擧げることが出来るであらう。政府がこの御教へに則り、一意専心、善後の策に努力しなければならぬことは無論であるが、我等國民に於てもま

た各、その所に應じて、これがために努力しなければならぬのである。次にその工夫の根本だけを示しておくが、我等は、これを本とし各、その境遇に應じて、一層詳細に互つての工夫を心掛けなければならぬ。

一、智徳の並進。今までの學問は、どうも智識を得る方だけに専らで、道德の實行といふことが等閑になつてゐるやうな傾きがあり、動もすれば自治自律の修養に缺ける恐れがある。この際特に大切なのは、道德の修養であつて、まづ偉人・傑士の傳記や言行録などによつて、感化典型を得、友を選んで切磋琢磨の功を積み、自分の言行をよく反省して過を再びしないやうに心掛けることなどが大切である。

二、綱紀の肅正。第一には、私利私慾を抑へて、常に公益世務を考へ、第二には一地方の利益の爲に、國家全體の損失を省みないやうな風を捨て、各自がその部署における本務に勵精するやうに努めなくてはならぬ。

三、風俗の匡勵。風俗の本は個人々々の習慣であり。習慣は斷行によつてのみ養ひ得る故に、風俗匡勵の根本は、各自がよい習慣をつくる爲にそれぞれ規律を定め、これに則るといふ工夫が大切である。

四、浮華放縱を斥けて質實剛健になること。自ら堅く守るところを養つて、虚榮心を捨て去ることが必要である。それには、衣服、身の廻りのものを始めとして、一切の所有物を出來るだけ質素

にし、すべて簡易生活を旨としなければならぬ。

五、輕佻詭激を矯めて醇厚中正に歸すること。すでに我等の學んだところの社會と個人との關係をよく考へ、自分本位に物事を考へないで、常に人に同情する精神を失はないことを根本とし、これによつて中道の眞理を體得しなければならぬ。

六、人倫を明にして親和を致すこと。人倫を明にするものは、道德の修養であり、親和の工夫の根本は、人の立場を理解して禮儀を重んずることである。

七、公德を守りて秩序を保つこと。公德心の根本は公衆と共に樂しみ、共に悲しむ心であり、秩序を保つ工夫の本は、社會に一定の規律ある所以を理解することである、いづれも、自分と社會との

關係を反省して、これを會得することが必要である。

八、責任を重んずること。まづ手近なところでは、輕々しく約束をしたり、安受合をしたりしないこと、一度引きうけたら、利害を捨て、どこまでもやり通すといふ覺悟が必要である。その根本の工夫は、その分を守つてこれに全力を盡すことである。

九、節制を尙ぶこと。まづ飲食運動遊戯娛樂などを、必ずほどよくすることを旨とし、これから段々他に及ぼして行くやうにするのが、節制についての最もよい工夫である。

一〇、忠孝義勇の美を揚げること。すでに本書に於て學んだ通り、一番大切な工夫は至誠至純の心を以て、正道に従つて行動するといふことである。

一一、博愛共存の誼を篤くすること。社會共存人類共榮の理を會得して、互に扶け合ひつゝ向上するの風を、まず隣保の間から養ふことが大切である。（六）の工夫と全く同じである。

一二、恭儉勤勉業に服し産を治めること。これも本書に於て詳かに學んだところであるが、たゞ注意すべきは「業」といつても、大きな地位・職業ばかりを仰せられたのではなく、どんな小さな仕事をも含ませ給うた大御心を拜察し奉り、また「産を治める」といふのも、ひとり一家をもつて居るものだけではなく、毎日小遣を儉約するやうなことにまで及ぶ御教であることをよく心得ねばならぬことである。

一三、公益世務に竭すこと。これは社會奉仕の章で詳しく學

んだ通り、義勇奉公の至誠を平時においても始終守る工夫が大切である。

この十三目に互つての尊い御教示は何時、如何なる場合にも何人と雖も必ず守るべき大切の道であるが、特に大震火災後の今日、一層緊要な心得であることを返すくも忘れてはならぬ。これ罹災地ばかりでなく、帝國の復興は實にこれによつて期することが得られるのである。

公民讀本 成人の巻 畢

明治天皇御製

道

(一)おのか身を修むる道は學はなむ

しつかなりはひ暇なくとも

(二)なかはにてやすらふことのなくもかな

學の道のわけかたしとて

水

(三)山川のなかれは末になりぬれと

にこらぬ水は濁らさりけり

磯松

(四)波風をしのぎくゝて荒磯の

松はちとせの根をかためけむ

書

(五) いにしへの文の林をわけてこそ

あらたなるよの道もしらるゝ

机

(六) よりそはむひまはなくとも文机の

うへには塵をすゑすもあらなむ

述懐

(七) 事しあらは火にも水にもいりなむと

思ふかやかてやまとたましひ

(八) 世の中をおもふたひにも思ふかな

わかあやまちのありやいかにと

寄道述懐

(九) よこさまにおもひないりそ世の中に

すゝまむ道ははかとらすとも

親

(一〇) たらちねの親の心をなくさめよ

國につとむる暇ある日は

子

(一一) たらちねのおやの教をまもる子は

まなひの道もまとはさるらむ

庭訓

(一二) たらちねのにはの訓はせはけれと

ひろき世にたつもとゐとそなる

心

(三) 國のため身のほとくりに盡さなむ

心のすゝむ道を學ひて

神祇

(四) 目に見えぬ神にむかひてはちさるは

人の心のまことなりけり

孝

(五) たらちねの親につかへてまめなるか

人のまことの始なりけり

行

(六) やすくしてなし得かたきは世の中の

人のひとたるおこなひにして

をりにふれて

(七) おもふこと思ふかまゝになれりとも

身を慎まむことな忘れそ

(八) 世の中の人におくれをとりぬへし

すゝまむときに進まさりせは

馬上紅葉

(九) ちうたは紅葉の枝にふれぬへし

駒をひかへむ岡こえの道

夜

(一〇) ぬはたまのよるこそ書はよむへけれ

あたし事には心うつさて